

東金市 DX 推進計画

令和8年度～令和12年度



東金市マスコットキャラクター

とっすー

令和8年(2026年)3月
東金市

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
第2章 デジタル化を取り巻く動向.....	3
1 社会の動向.....	3
2 国の動向	9
3 本市を取り巻く状況と課題.....	13
第3章 本市のDXがめざす姿.....	20
1 本市のこれまでのデジタル化の取組.....	20
2 めざす姿と2つの視点、3つの基本方針	20
第4章 重点取組事項	23
基本方針1 デジタル技術を活用した市民サービスの提供.....	24
1 行政手続のオンライン化の推進.....	24
2 公金収納におけるeL-QRの活用.....	26
3 窓口でのデジタル化	28
4 情報発信の強化.....	30
5 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	32
基本方針2 地域社会のデジタル化の推進.....	34
1 教育・保育におけるデジタル化の推進	34
2 多様な主体との連携	38
3 デジタルデバイド対策.....	40
4 オープンデータの推進・官民データ活用の推進.....	42
基本方針3 市役所内部のデジタル化の推進.....	44
1 自治体情報システムの標準化.....	44
2 AIの利用推進.....	46
3 セキュリティ対策の徹底	48
4 職員の意識改革とBPRの取組の徹底.....	50
5 ペーパーレスの推進	52
6 デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し.....	54
7 多様な働き方の実現	56
8 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	

.....	58
第5章 DX人材の育成.....	60
職員一人ひとりが自分ごととして市役所を変革！	60
第6章 東金市DX推進計画の推進に向けて.....	61
1 計画の推進体制	61
2 PDCAによる進捗管理	62
用語解説	63

用語解説について

本文中に、「※」を付している用語は、巻末に解説を載せています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）を決定し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げています。さらに、「自治体DX推進計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が示されました。

本市では、情報化施策の具体的な取組の指針として、令和3年5月に「東金市版自治体DX推進方針」を策定し進めてきました。

5年後、10年後に向けた様々な課題に対しデジタル技術を活用することで、さらなる「市民サービスの向上」と「業務の効率化」を達成すべく、「東金市DX推進計画」を策定し、東金市職員が一丸となってデジタル化に取り組みます。

なお、本計画の策定に当たっては、令和2年（2020年）12月に総務省が策定し、令和7年（2025年）12月改定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】」を基に、本市独自の項目を追加し作成していることを申し添えます。

DX

ディーエックスと読みます。Digital Transformationの略で、「trans」には「cross（交差する）」の意味があり、「X」と表現されることから、DXと略記されます。DXを一言で表現すると、「デジタル技術で人々の生活をより良いものへと変革する」ことです。

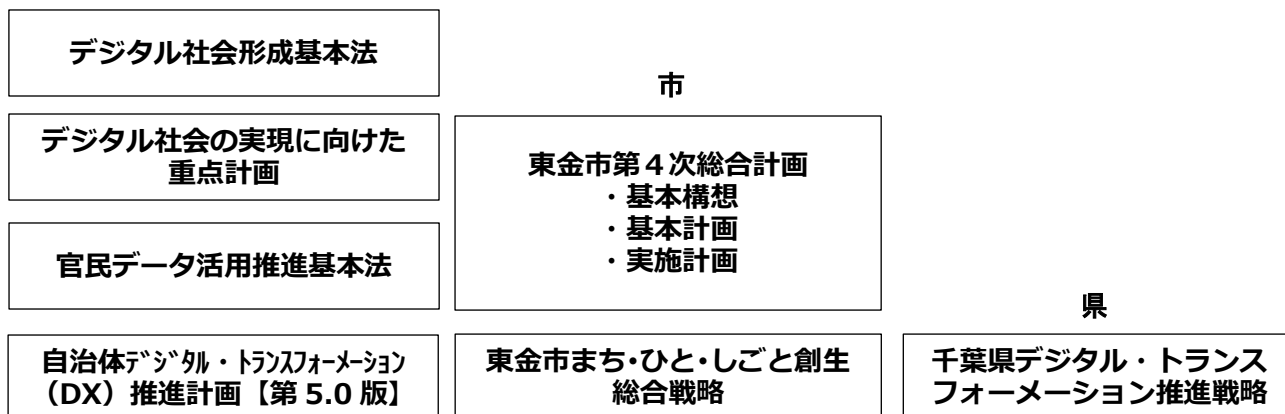
自治体DXとは、デジタル技術を活用して行政サービスを改善し、市民の利便性を向上させ、自治体の業務効率化を図る取り組みです。単にデジタル化するだけでなく、業務プロセスや組織全体を変革し、地域社会の課題解決を目指すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の動向等も十分に考慮しながら、本市が取り組むデジタル化の方向性を示す総合的な計画として位置づけ、東金市第4次総合計画及び基本計画の上位計画との整合を図りながら情報化分野における具体的な取組を示すものとします。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」としても位置づけます。

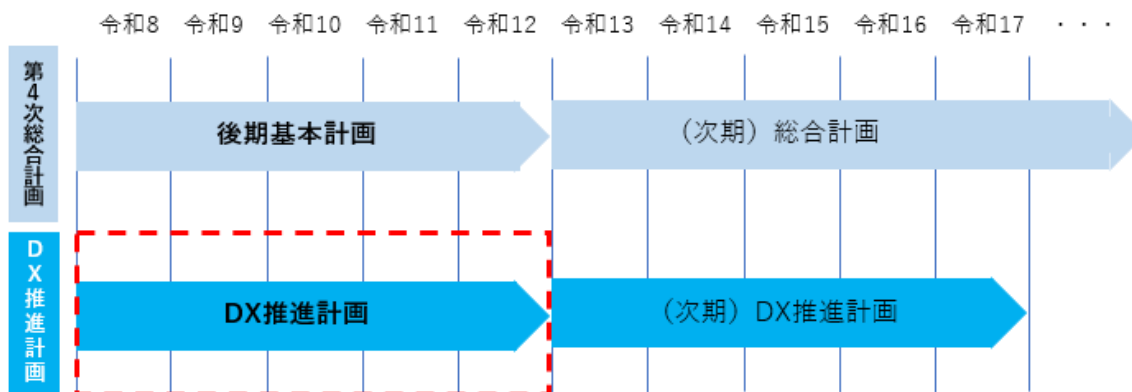
国



3 計画の期間

本計画の計画期間は「東金市第4次総合計画後期基本計画」及び「第3期東金市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とあわせて令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

[図1-1] 東金市総合計画と東金市DX推進計画の計画期間



第2章 デジタル化を取り巻く動向

1 社会の動向

国が取りまとめた「令和7年版 情報通信白書」の公表にあたり、総務大臣挨拶では、21世紀に入り四半世紀となる2025年という節目の年を捉え、社会基盤的機能を発揮しているデジタル領域拡大（SNS※、クラウド※等）の動向、AIの爆発的進展の動向など、日々発表されるサービスが我々の日々の生活や経済活動に大きなインパクトをもたらしていると言及されています。

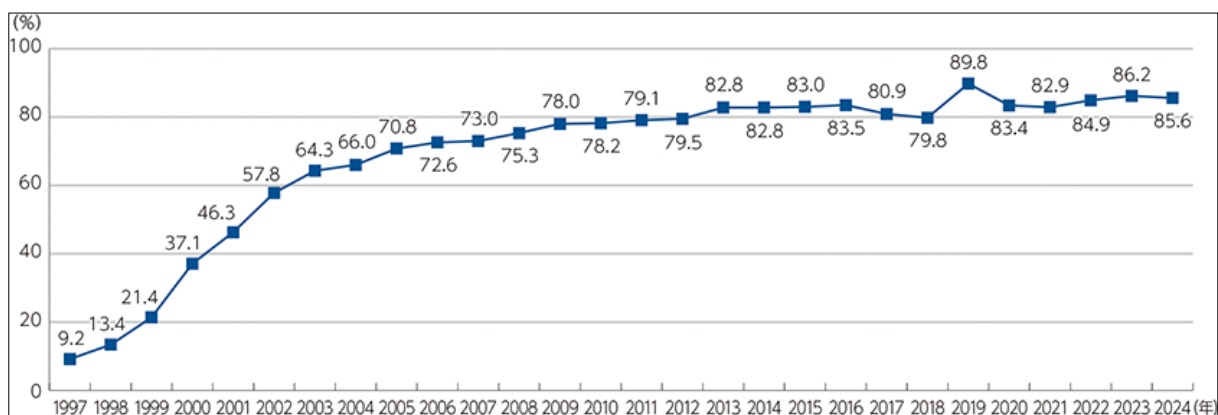
一方で、2024年の出生数が初めて70万人を下回る等、少子高齢化は深刻さを増しており、2025年は、節目の年であると同時に、2050年に向けた岐路の年でもあり、デジタル技術の進展や社会基盤としての役割の拡大に伴うリスクの抑制と、デジタル技術活用による課題への対応の成否が、将来の明暗を分かち大きなカギになると考えられるとも指摘しています。以下、(1)から(3)までは「令和7年版 情報通信白書」からの抜粋です。

(1) 広がりゆく「社会基盤」としてのデジタル

インターネットへの接続端末は、かつて、パソコンが主体であったが、モバイル回線の高速化や携帯電話料金の低廉化、スマートフォンで利用可能なアプリケーションの多様化等に伴い、高齢者層を含め、スマートフォンに移行している。

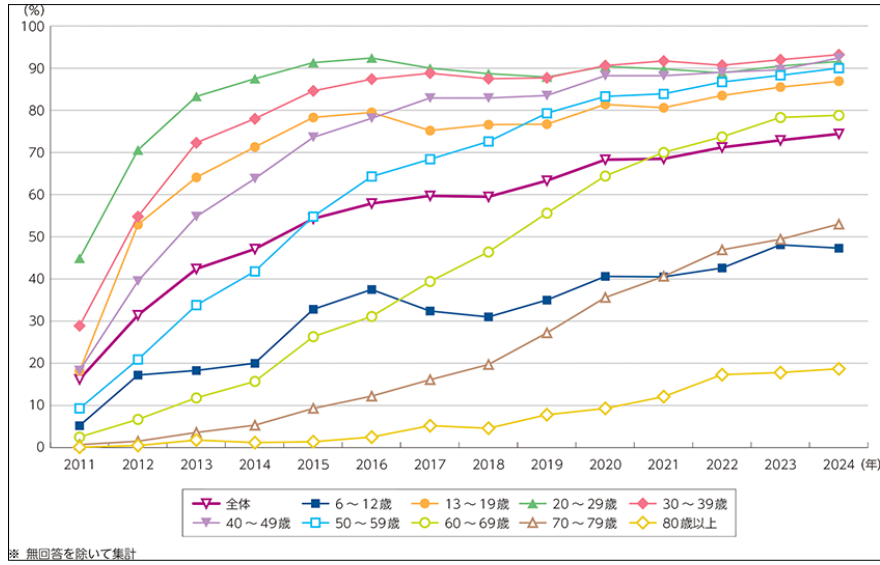
例えば、インターネット接続端末としてのスマートフォン利用率は、2011年は16.2%だったが、2024年には74.4%に増加しており、2017年に、インターネット接続端末としてのパソコン利用率を逆転した（2017年：スマートフォン（59.7%）、パソコン（52.5%））。高齢者層でも、60代（2011年：2.5%、2024年：78.8%）、70代（2011年：0.7%、2024年：53.0%）のいずれも大きく増加しており、高齢者層を含めスマートフォンがインターネット接続端末の主流となっている。[図2-2]

[図2-1] インターネット利用率（個人）の推移



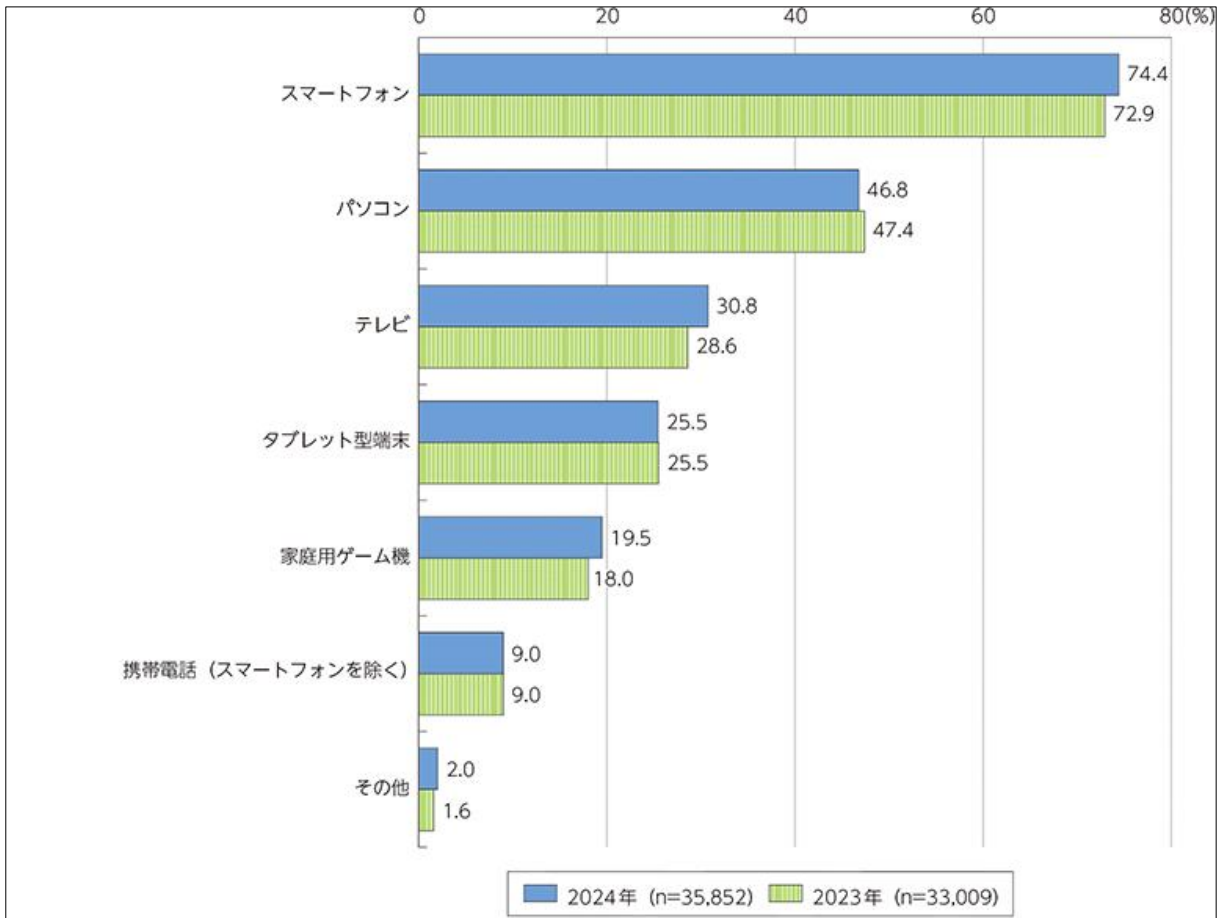
(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「通信利用動向調査」

[図 2-2] インターネット接続端末としての利用率の推移（スマートフォン）（年代別）



（出典）令和7年版 情報通信白書 データは総務省「通信利用動向調査」

[図 2-3] インターネット利用端末の種類（個人）

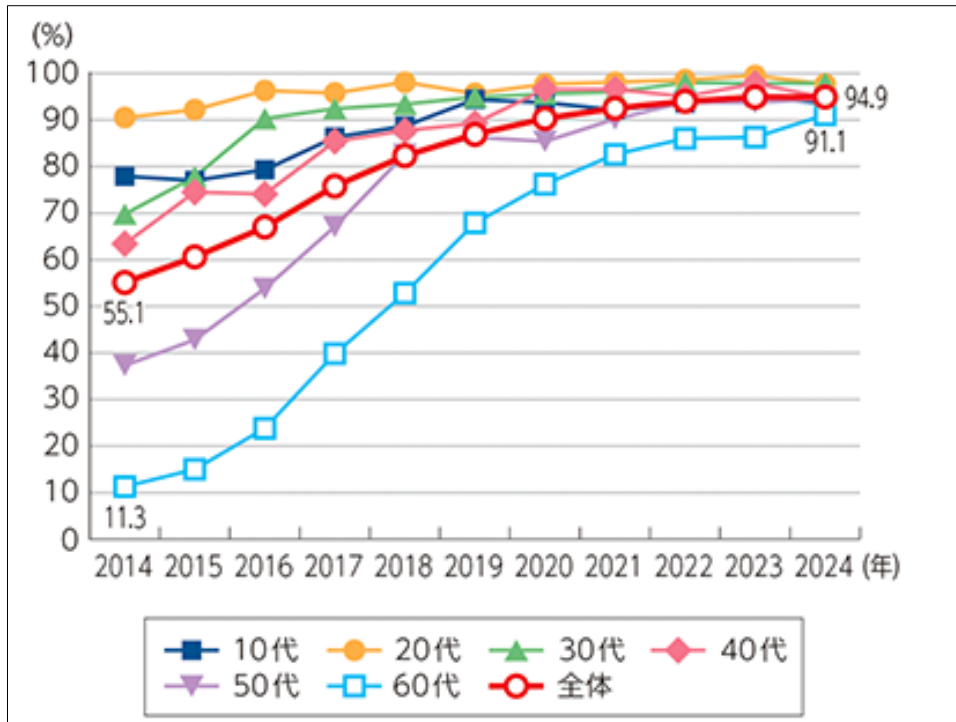


（出典）令和7年版 情報通信白書 データは総務省「通信利用動向調査」

(2) コミュニケーションツール・SNS

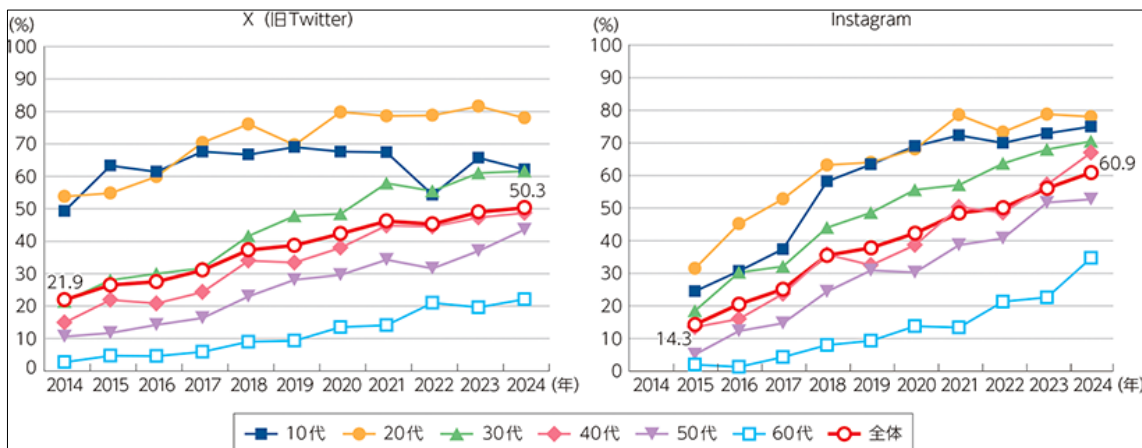
コミュニケーションの手段は、携帯電話に移行が進み、今日ではLINEが大きな存在感を示している。例えば、LINEの利用率は、全体で2014年の55.1%から2024年には94.9%へと増加した。高齢者層でも、60代の利用率が2014年の11.3%から2024年の91.1%へと増加している。[図2-4]

[図2-4] LINE利用率の推移(年代別)



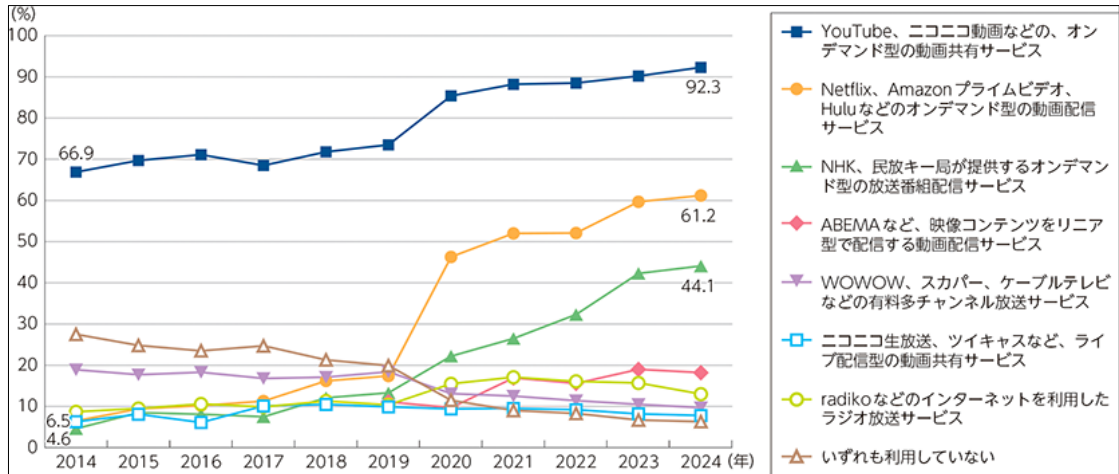
(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に作成

[図2-5] SNSの利用率の推移(X、Instagram)(年代別)



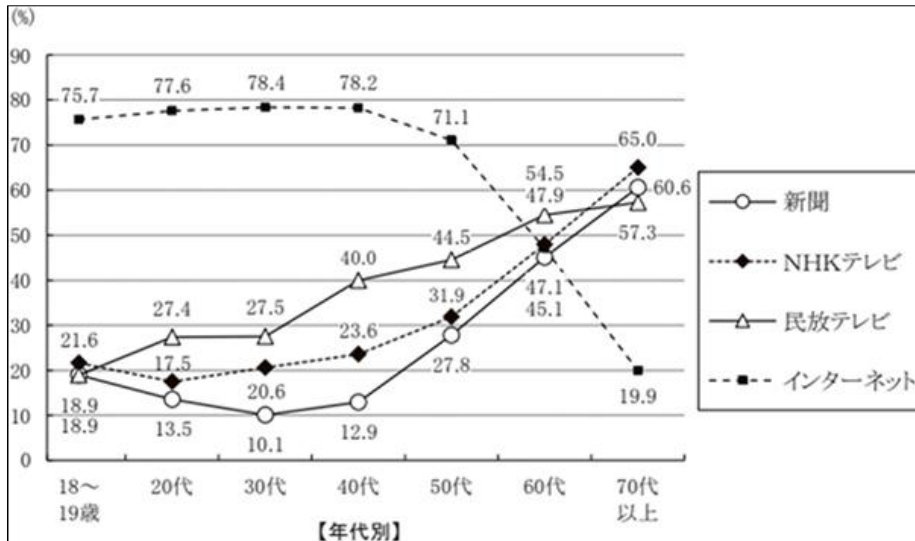
(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

[図 2-6] インターネットを利用した動画・ラジオサービスの利用率の推移



(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

[図 2-7] 「情報源として欠かせない」とした人の割合 (年代別、2024年)



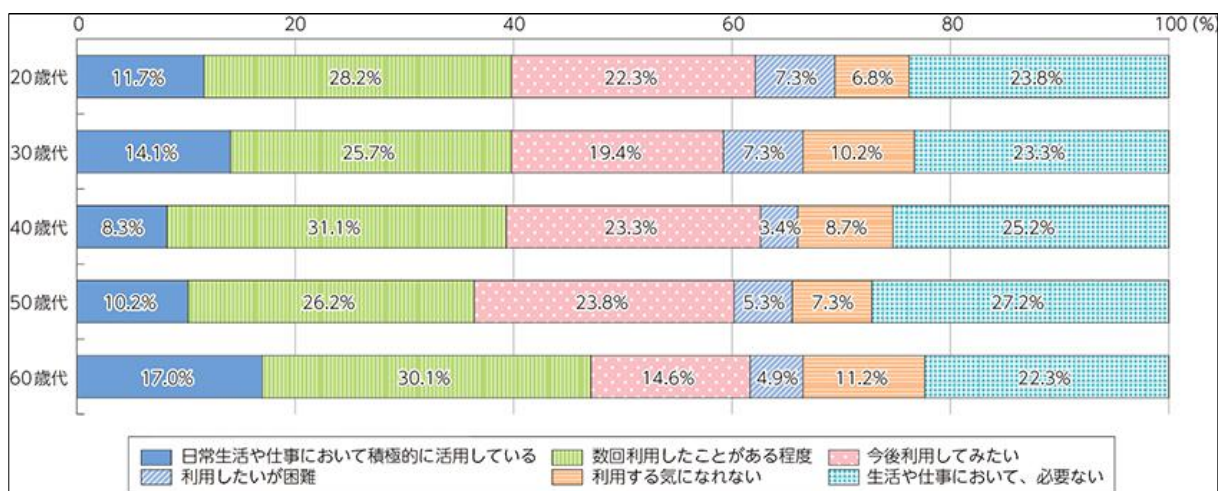
(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

(3) 行政におけるデジタル化の動向

電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況について、利用経験のある者が約41%であり、前回の調査時（約41%）と同程度であり、利用しない理由としては、「セキュリティへの不安」、「サービスを利用するまでの方法あるいは機器やアプリケーションの操作方法がわからない」、「使いたいサービスがない」との回答が多かった。

利用状況を年代別にみると、電子行政サービスの利用経験のある者の割合は、他の年代に比べ60代が比較的大きい結果となった。[図 2-8]

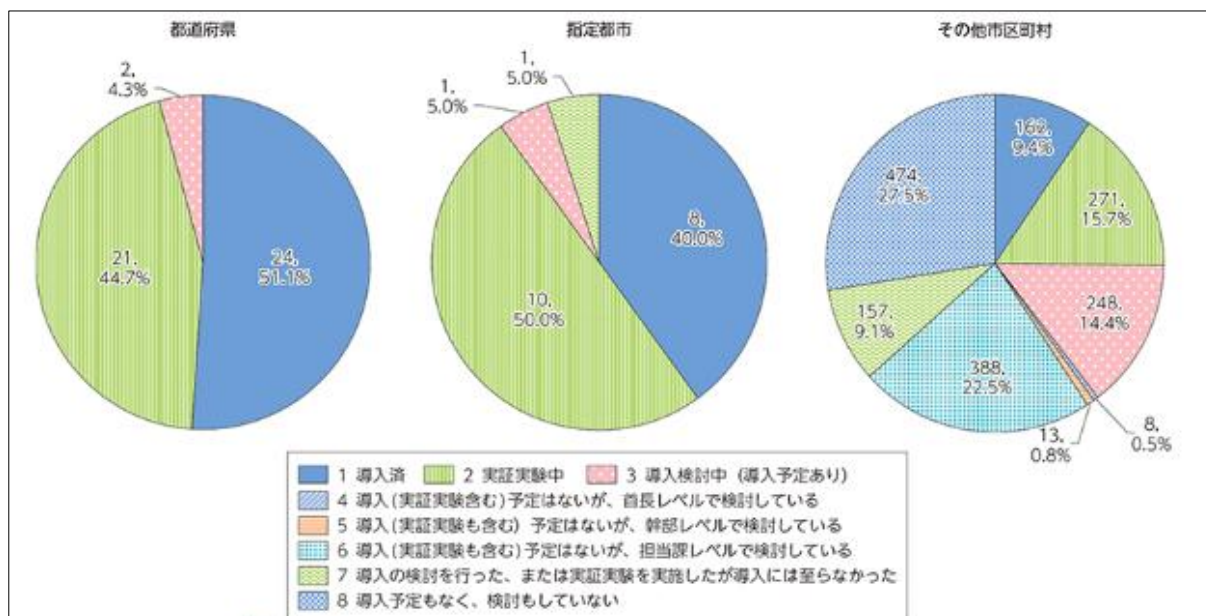
[図 2-8] 電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況



(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省(2025)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

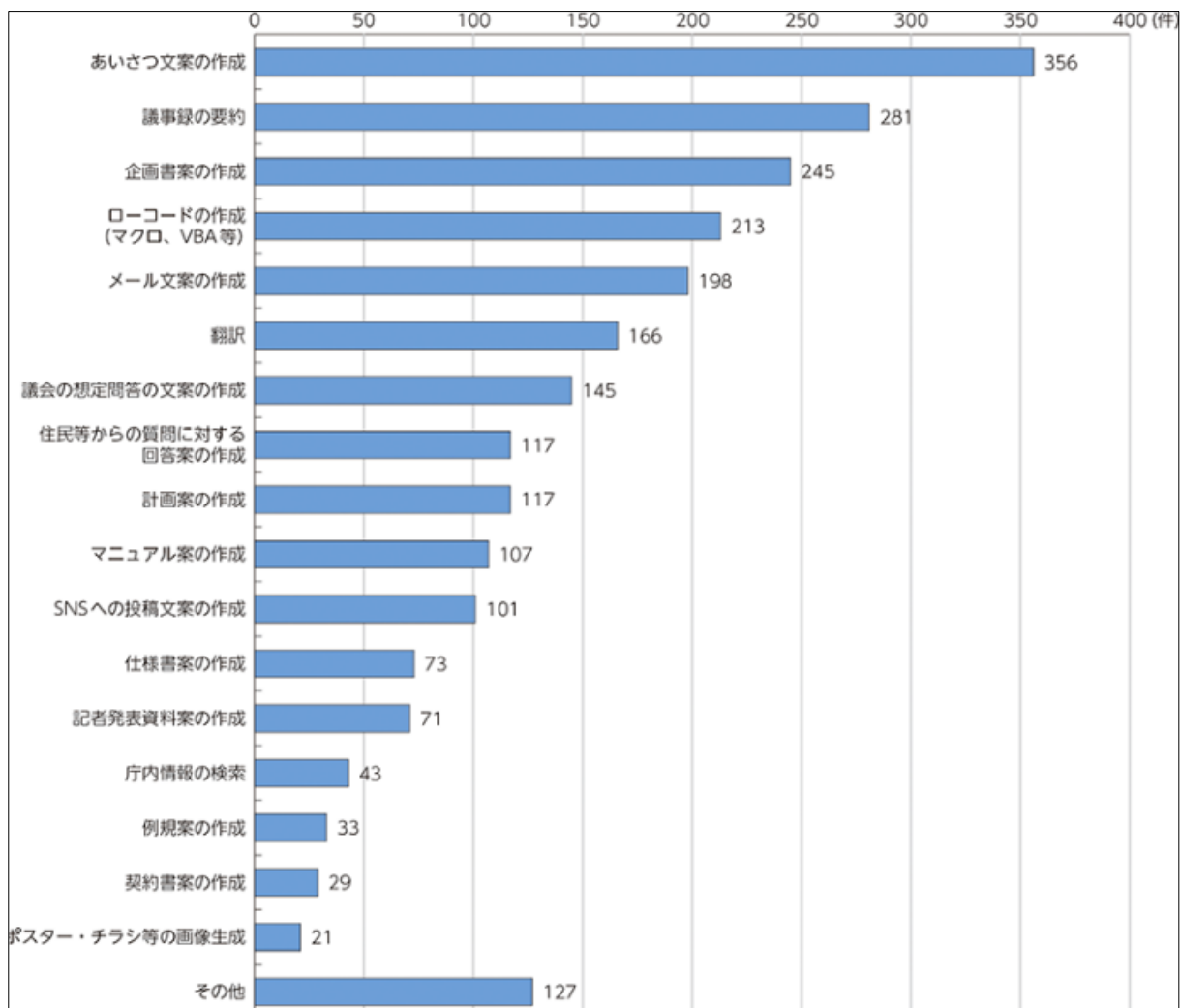
2023年末時点で、生成AIを導入済みの団体は、都道府県で51.1%、指定都市で40.0%、その他の市区町村で9.4%であった。[図 2-9]

[図 2-9] 地方自治体における生成AI導入状況(2023年12月31日現在)



(出典) 令和7年版 情報通信白書 データは総務省「自治体における生成AI導入状況」

[図 2-10] 地方自治体における生成 AI 導入事例（実証実験も含む）（2023 年 12 月 31 日現在）



（出典）令和7年版 情報通信白書 データは総務省「自治体における生成 AI 導入状況」

2 国の動向

国は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速に重点を置いており、「デジタル社会の実現」を目指し、令和3年（2021年）9月1日に創設されたデジタル庁が中心となり、行政手続のオンライン化やデータ活用を推進しています。

この背景には、令和2年（2020年）1月に国内で感染拡大が始まった新型コロナウイルスへの対応があります。コロナ禍により、国や自治体、さらには社会全体におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。例えば、特別定額給付金の支給の遅れや雇用調整助成金申請のオンライン化の失敗、感染者の把握・集計の遅れ、書面規制・押印・対面規制によるテレワーク^{*}の阻害などがあります。

これらを受け、特に、マイナンバー制度を活用した利便性の向上は重要なテーマで、健康保険証との一体化や自治体サービスの連携が進められています。また、地方自治体に対しては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、基幹業務システムの標準化・共通化やクラウドサービスの活用を推奨しており、標準化を進めることで効率性を向上させる取り組みを推進しています。さらに、サイバーセキュリティ^{*}強化やAI技術の導入、地域課題解決に向けたデジタルの活用が注目されています。包括的なDX推進計画を各自治体でも進めることが求められています。

(1) 「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）

公共データと民間データを適切かつ効果的に活用し、少子高齢化への対応などの社会課題を解決し、新しいサービスの創出や快適な生活環境の実現を目指す法律で、平成28年（2016年）12月に施行されました。この法律により、国、地方公共団体、事業者の責務が明確化され、国に「官民データ活用推進基本計画」の策定が義務付けられる一方、地方公共団体に対しては、「官民データ活用推進基本計画」の策定が努力義務とされています。

官民データ活用の推進に関する基本理念が定められ、インターネットなどを通じて流通する多様で大量のデータを活用し、社会課題の解決や国民の安全・安心、快適な生活環境の実現を目指します。

(2) 「デジタルガバメント実行計画」（平成30年1月）

「官民データ活用推進基本法」の成立に伴い、行政サービスを国民や事業者の視点にあわせてデジタル化し、利便性を向上させるための国の計画です。行政手続のオンライン化を原則とする「デジタル3原則^{*}」や具体的な7つの取り組みを掲げ、行政のあり方そのものを変革することを目指したものです。現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に引き継がれています。

(3) 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）

国は、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができるような社会、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げています。

(4) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

この計画は、「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」の成立を受けて、令和3年にデジタルガバメント実行計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に全面改良されました。

行政手続の簡素化、国民生活の利便性向上、国際競争力の強化を目指す日本のデジタル化のロードマップです。ほぼ毎年改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて重点的に取り組むべき事項が示されました。主な柱は「AI・デジタル技術の徹底活用」「AIフレンドリーな環境整備」「競争・成長のための協調」「安全・安心なデジタル社会の形成」「DX推進力の強化」の5つです。

(5) デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）

日本を「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」にするための基本的なルールを決めた法律です。これは以前の「IT基本法」に代わるもので、デジタル化を進める上での基本理念や、国、自治体、事業者の役割、そしてデジタル庁の設置を定めています。

令和6年（2024年）5月31日には、ベース・レジストリ^{*}を計画的に整備するため、一部改正されました。

(6) 「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」（令和2年12月）

コロナ禍で様々な課題が明らかとなり、こうしたデジタル化の遅れに対応するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化にあわせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における各施策について自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定したものです。（以下、第5.0版より抜粋）

◆ 各自治体においてDXを進める前提となる考え方

- 1 BPRの取組の徹底
- 2 自治体におけるシステム整備の考え方
- 3 オープンデータの推進・官民データ活用の推進

◆ 重点取組事項

- 1 自治体フロントヤード改革の推進
- 2 地方公共団体情報システムの標準化^{*}
- 3 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- 4 公金収納におけるeL-QRの活用
- 5 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- 6 セキュリティ対策の徹底
- 7 自治体のAIの利用推進
- 8 テレワークの推進

◆ 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- 1 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- 2 デジタルデバインド対策
- 3 デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

(7) デジタル改革関連法

令和3年(2021年)5月には、「デジタル改革関連法」が成立しました。

これは、デジタル社会の実現に向けた基本理念や施策策定の基本方針、国と自治体及び事業者の責務や重点計画の作成について定めた法律です。施行日は令和3年(2021年)9月1日で、同時に施行されたデジタル庁設置法に基づいてデジタル庁が発足しました。

- ・ デジタル社会形成基本法
- ・ デジタル庁設置法
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ・ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

(8) 「人口知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(令和7年6月4日公布)

これは、重点分野を産業競争力強化、人材育成、国際連携、倫理信頼性確保とし、AI開発のルール整備を「罰則よりもガイドライン重視」で推進し、AI戦略本部も設置され、政府一丸となって「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指すとしています。

(9) 地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)

「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずることを目的として、令和6年(2024年)10月に新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されました。

同本部が、基本構想において、「政策の5本柱」を掲げ、特に「(4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用」において、「最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会(Society5.0[※])の実現に向け、AI・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用し、地方創生の推進を図っていく。」ものとされています。

(10) デジタル行財政改革とりまとめ2025(令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定)

令和5年(2023年)10月に、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することを目的としてデジタル行財政改革会議が設置されました。

令和6年(2024年)以降毎年6月に「デジタル行財政改革とりまとめ」としてとりまとめられています。

(11) 地域未来戦略本部の設置（令和7年11月11日閣議決定）

地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援することなどの検討のため、内閣に、地域未来戦略本部が設置されました。同時に「地域未来交付金」が新設されるとともに、「地域未来戦略」の政策パッケージを令和8年夏までにとりまとめる予定としています。

このことにより、令和6年（2024年）10月に設置された新しい地方経済・生活環境創生本部は、廃止され、同本部が検討した事項等については、地域未来戦略本部に引き継ぐとしています。

(12) 地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）

平成26年（2014年）に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正するべく取り組んできたものの、この流れを変えるまでには至っていないとし、今回の戦略は、深刻化する「人口減少」と「東京一極集中」の是正を最優先課題としています。特に、地方から都市部への若者（特に女性）の流出を食い止めるため、「仕事・居住・教育」を一体とした環境整備を目指すとしています。

また、デジタル技術を活用した「スマートシティ」の社会実装や地方自治体の業務効率化や、地域課題（介護・防災等）の解決に生成AIを導入するための具体的ロードマップが提示されています。

3 本市を取り巻く状況と課題

(1) 人口構造の変化（第4次総合計画 後期基本計画から抜粋）

令和2年（2020年）の国勢調査結果によると、本市の総人口は58,219人となっています。

平成17年（2005年）からの5年間では50人の増でしたが、平成22年（2010年）からの5年間では、1,099人減少しており、平成22年を境に総人口は減少傾向に転じました。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）については、人数、構成比率ともに平成17年以降減少を続け、令和2年には6,040人（10.4%）となり、生産年齢人口（15～64歳）については人数、構成比率ともに、平成17年から減少に転じ、令和2年には33,761人（58.0%）となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成17年の10,967人（17.8%）から令和2年の17,163人（29.5%）へと15年間で人数では6,000人以上、構成比率では約12ポイント増加しています。

令和2年の高齢化率（老年人口が総人口に占める割合）は29.5%と、全国平均（28.6%）、千葉県平均（27.6%）を上回っており、年少人口比率は10.4%と、全国平均（11.9%）、千葉県平均（11.7%）をともに下回っていることから、本市における少子高齢化が進んでいることがわかります。

また、このような状況に加え、平成26年（2014年）に日本創生会議^{※1}で、「消滅可能性都市」が発表され、東金市も「消滅可能性都市」とされていましたが、発表から10年が経過したことに伴い、人口戦略会議^{※2}において、令和5年（2023年）12月に公表された新たな「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき、見た全国の地方自治体の「持続可能性」について分析が行われました。

その結果、東金市は「消滅可能性都市」からの「脱却」を遂げています。

これについては、分析に用いる主要な数値である「若年女性（20～39歳）人口減少率」において、令和5年（2023年）推計値の減少率が約15%改善したことによるものです。

東金市の国勢調査の結果における若年女性人口についても、平成27年から令和2年までの5年間で173人増の5,193人となっています。

この要因のひとつとしては、外国人住民の増加といった全体的な傾向に加え、本市において、大学や大学校、警察学校が所在しているといった特有の状況などもあるものと捉えています。

なお、現状、若年女性人口が増加傾向にあり、減少率も改善されているものの、人口戦略会議の分析を踏まえると、自然減対策や社会減対策といった取り組みも必要であるとされています。

※1 日本生産性本部が2011年5月に発足した民間の会議体（座長：増田寛也氏）である。東日本大震災からの復興を東北地方創成とし、それを日本創成の契機にしたいとして発足された。「10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを策定する」ことを目的としており、日本のエネルギー問題や人口問題等について、政策提言を行った。2016年より活動休止している。

※2 有志が個人の立場で自主的に集い、人口減少という事態に対していかに立ち向かい、持続可能な社会をどのようにつくっていくべきかについて意見交換を行う場である「人口戦略会議」（議長：三村明夫、副議長：増田寛也氏）は、当初の予定どおり2年間の活動を終え、2025年8月に活動を終了しました。

■人口と世帯数の推移(資料:国勢調査)

項目		年	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口(人)			61,701	61,751	60,652	58,219
年少人口 (14歳以下)	人数(人)		8,638	7,606	6,847	6,040
	構成比率(%)		14.0	12.3	11.3	10.4
生産年齢人口 (15～64歳)	人数(人)		42,063	41,079	37,906	33,761
	構成比率(%)		68.2	66.5	62.5	58.0
老年人口 (65歳以上)	人数(人)		10,967	12,810	15,418	17,163
	構成比率(%)		17.8	20.7	25.4	29.5
世帯数(世帯)			22,701	24,378	25,114	25,403
1世帯当たり人数(人)			2.72	2.53	2.42	2.29

注:総人口には、年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なる。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合がある。

(2) 本市のデジタル化の状況

令和7年度市民アンケートにおいて、「⑭デジタル化について」の調査項目を追加し実施しました。

1 調査方法

調査区域： 東金市全域

アンケート対象数：1,500人

調査期間： 令和7年7月1日（火）～ 令和7年8月31日（日）

実施方法： 郵送配付、インターネット

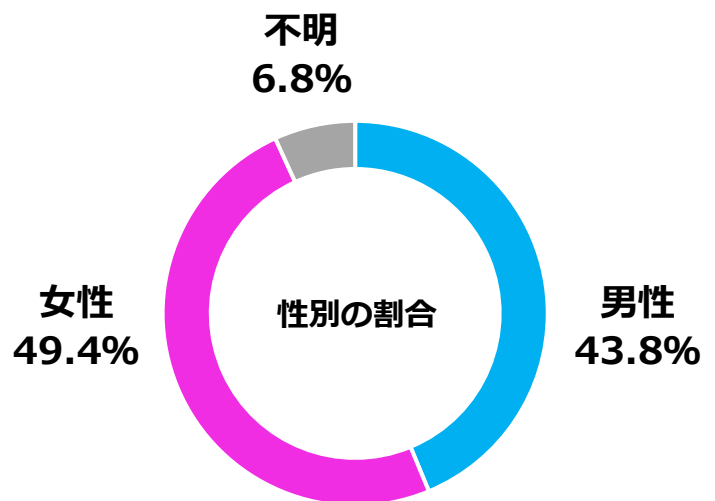
2 回収結果

「⑭デジタル化について」の調査項目に係る
有効回答数 528人（有効回答率 35.2%）

3 回答者 **528** 人について

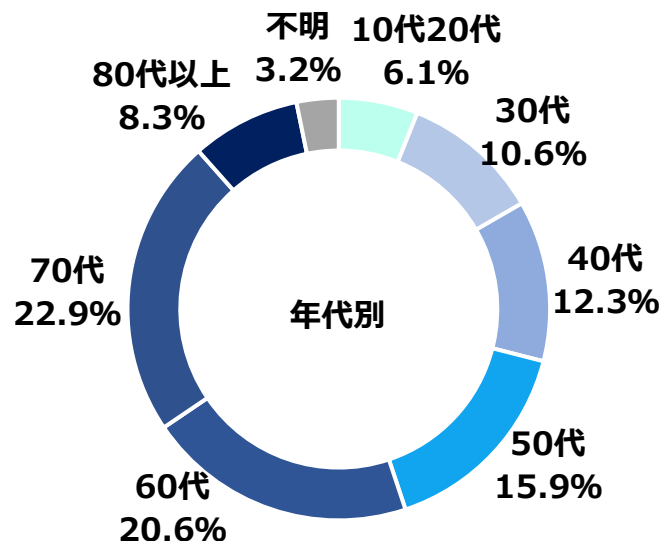
性別

性別	回答数	比率
男性	231人	43.8%
女性	261人	49.4%
不明	36人	6.8%



年代別

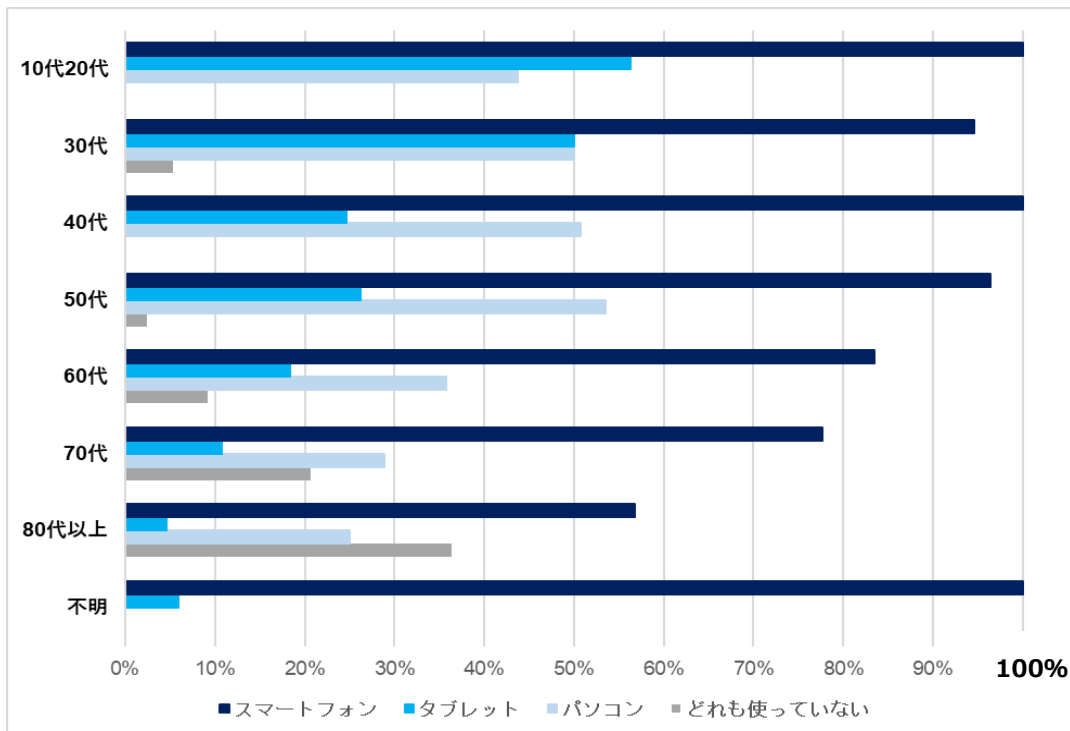
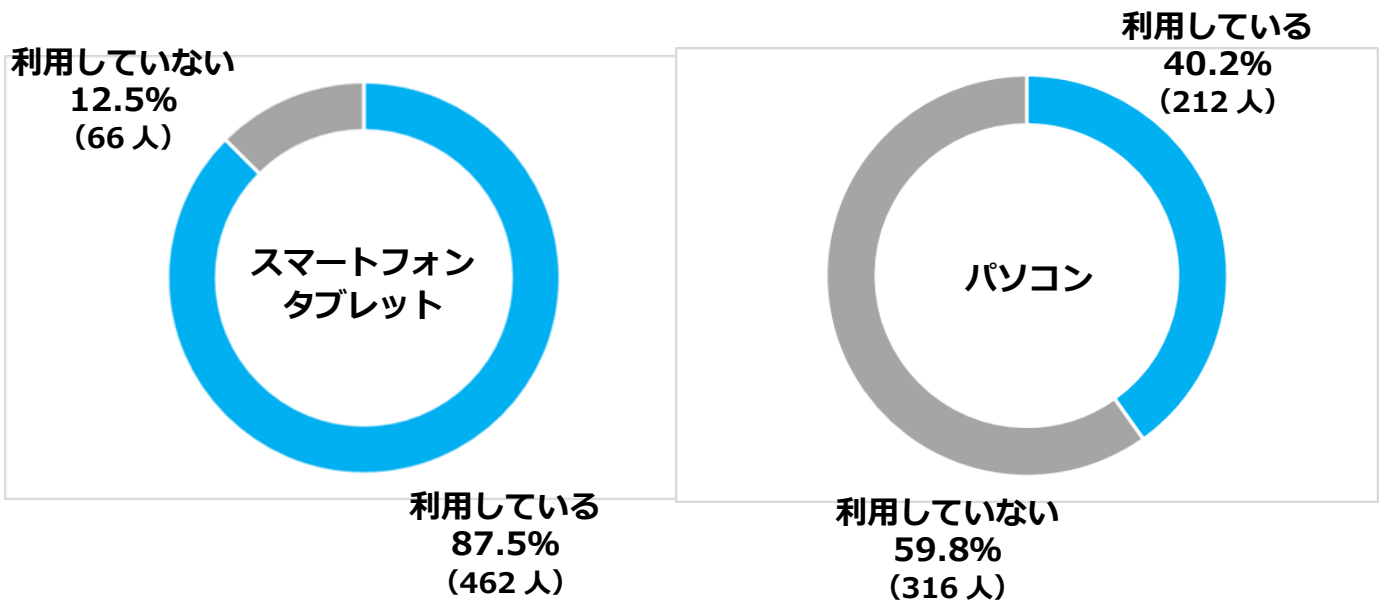
年代	回答数	比率
10代20代	32人	6.1%
30代	56人	10.6%
40代	65人	12.3%
50代	84人	15.9%
60代	109人	20.6%
70代	121人	22.9%
80代以上	44人	8.3%
不明	17人	3.2%



① 情報通信機器の利用率（複数回答可）

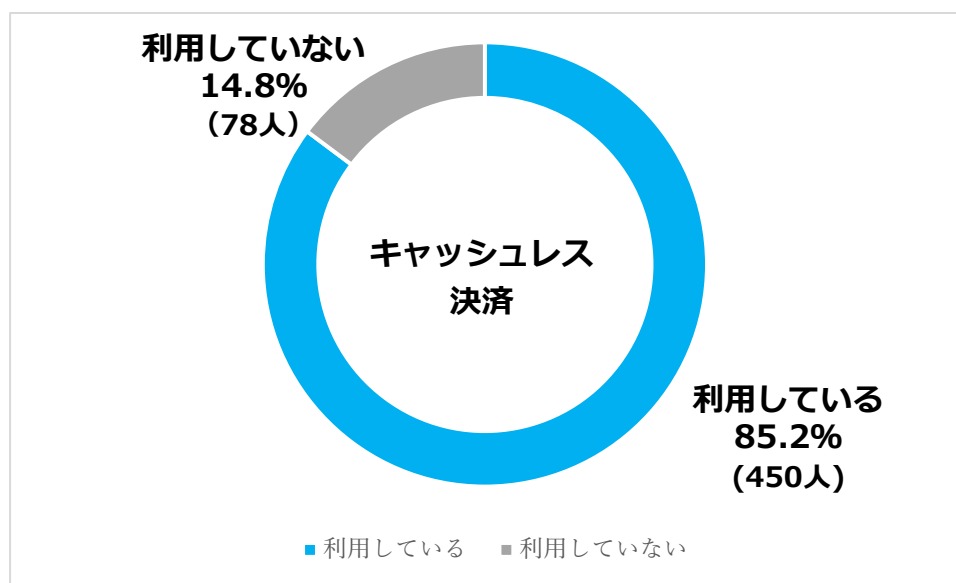
回答者 528 人のうち、スマートフォン（458 人）やタブレット※（110 人）を利用している人は、462 人で 87.5%となっています。東金市民のほとんどが利用しており、スマートフォンは 70 代で（94 人）77.7%、80 代以上でも（25 人）56.8%の方が利用しており、高齢者層を含めスマートフォンが普及していることが分かります。このことから、市民向けサービスについて、スマートフォンを利用して行政手続きが可能となるようメニューの拡大が必要です。

一方で、パソコンを利用している人（212 人）は 40.2%と、スマートフォンと比べると低い利用率となっています。

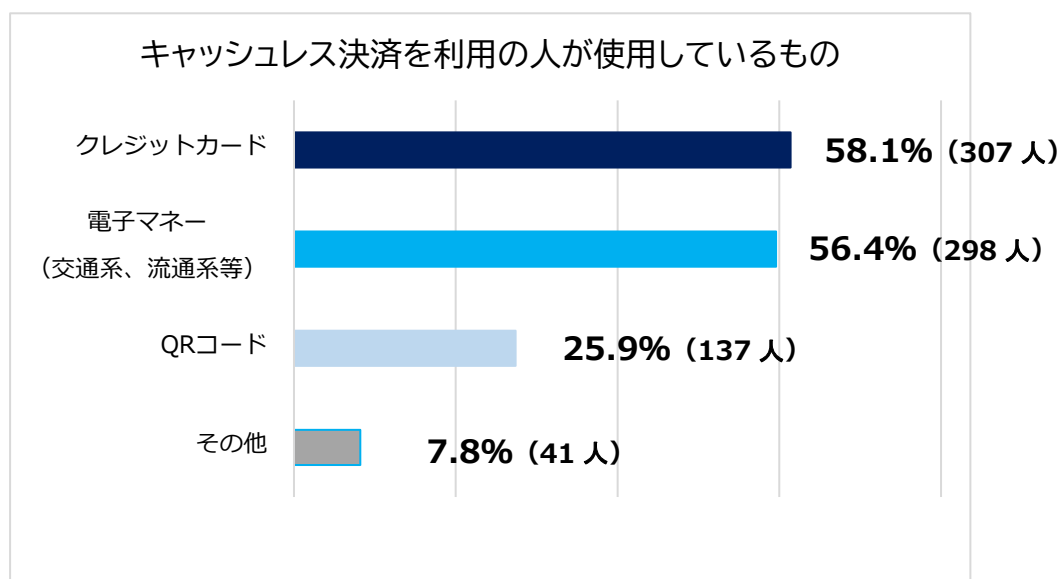


② キャッシュレス決済の利用率（複数回答可）

現金を使わずに商品やサービスの代金を支払うキャッシュレス決済については、クレジットカード、電子マネー、QRコード等いずれかを利用している人(450人)が85.2%となり、市民生活に浸透していることが分かります。年代別に見ても、10代から30代が93.8%と最も高く、70代で80.2%、80代以上でも75%の人が利用しており、キャッシュレス決済は年代を問わず利用していることが分かります。行政サービスについても未導入分野の手数料や使用料等のキャッシュレス※対応が求められていることが分かります。

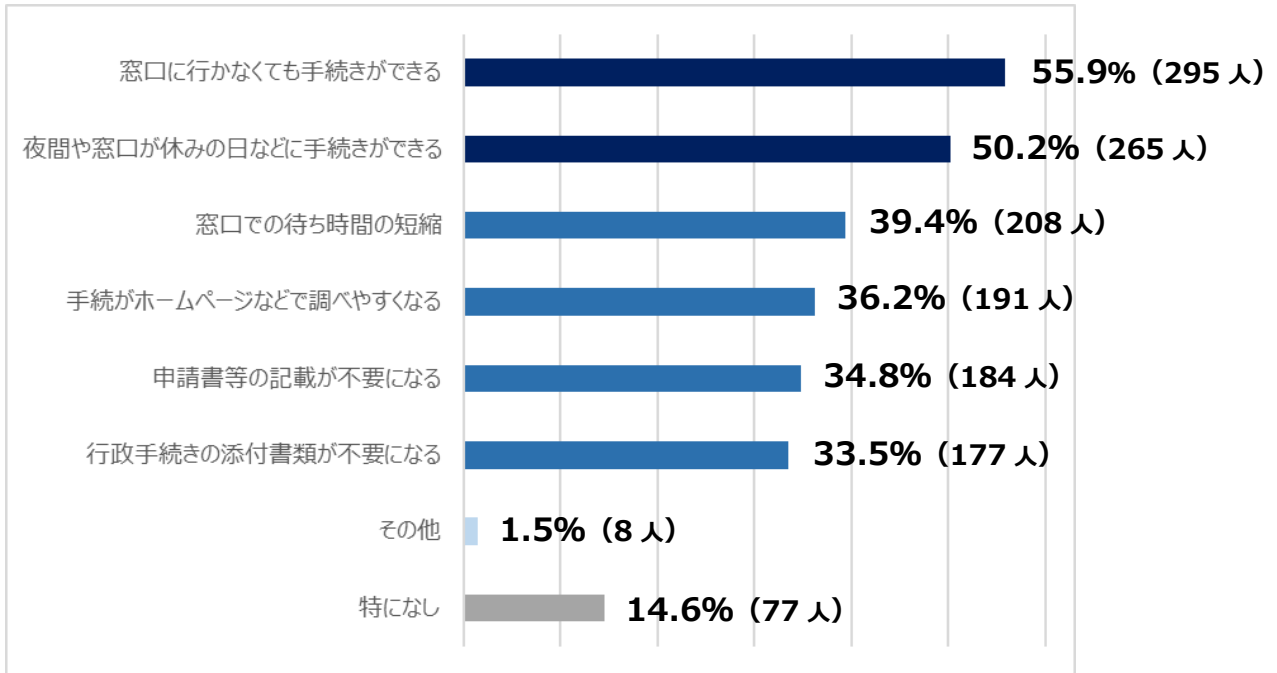


キャッシュレス決済を利用する人が使用している種類として、クレジットカードが58.1%と最も多く、次いで電子マネー56.4%、QRコード25.9%と続きます。



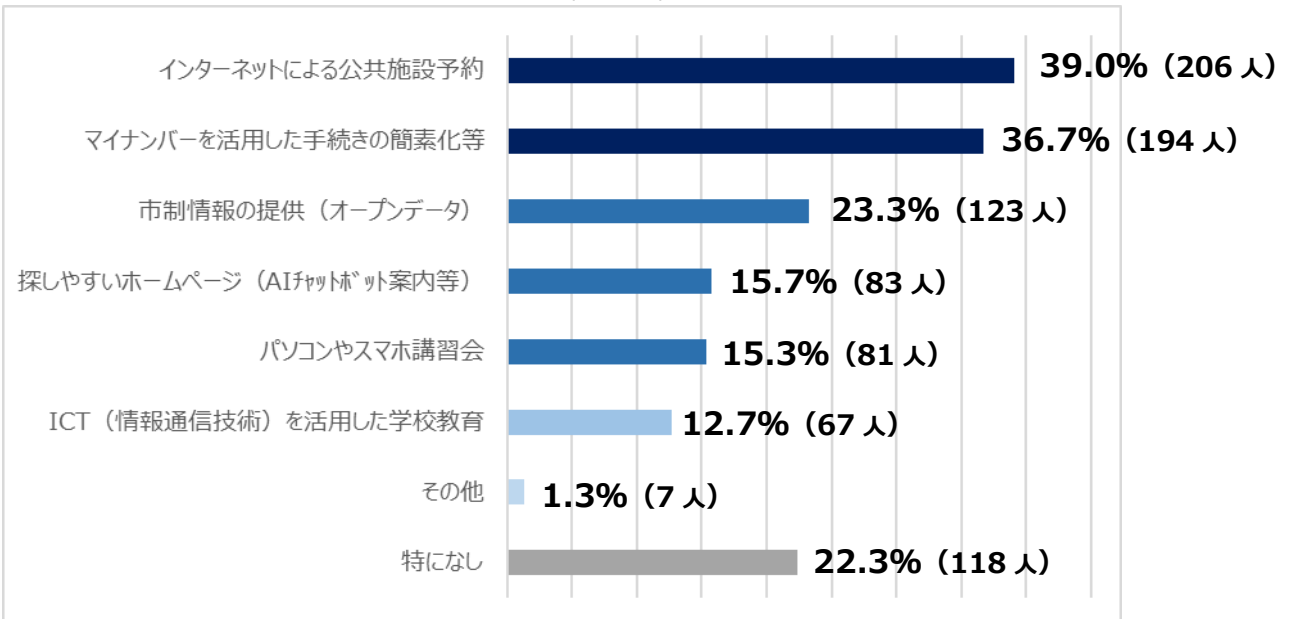
③ デジタル技術を活用してできるようになると望ましいこと（3つまで選択）

「窓口に行かなくても手続きができる」を選択した方（295人）が一番多く、55.9%となっています。次いで、「夜間や窓口が休みの日などに手続きができる」（265人）50.2%と続きます。どちらも行政手続のオンライン化を推進することで可能であることから、市役所と市民がつながり、スマートフォンで手続が完結できるよう進めていきます。



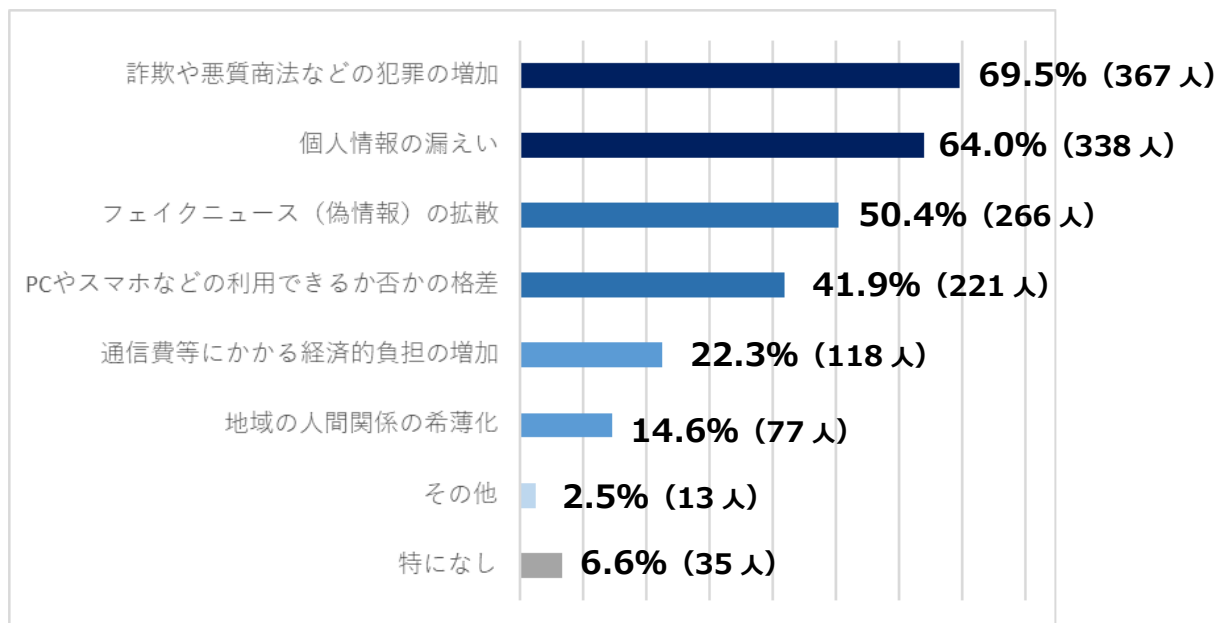
④ デジタル技術を活用して拡充・新規導入を期待するサービス（あてはまるものすべて）

拡充・新規導入を期待するサービスとして、「インターネットによる公共施設予約」（206人）を選んだ人が39.0%、次いで手続の簡素化等（194人）36.7%と続いています。



⑤ デジタル技術に対する不安について（複数回答可）

デジタル技術に対しての不安としては、「詐欺や悪質商法などの犯罪の増加」を選んだ方（367人）が最も多く69.5%となっており、次いで、「個人情報の漏えい」を選んだ方（338人）が64.0%と続きます。



第3章 本市のDXがめざす姿

1 本市のこれまでのデジタル化の取組

本市では、これまで基幹業務システム[※]のほか、各課において個別に導入した業務システムにおいて、行政事務を遂行してきました。

国の主導のもと、標準化対象20業務^{※3}について、システムの標準化に向けた取組として、令和9年(2027年)1月にガバメントクラウド[※]への移行を目指すとともに、あわせて国が定める標準仕様書に適合する標準準拠システムへの移行を完了するよう準備を進めています。この基幹業務システムの標準化を契機とし、アフター標準化を見据え、さらなる市民サービスの向上と業務の効率化を推進します。

2 めざす姿と2つの視点、3つの基本方針

本市におけるDXの推進にあたり、めざす姿と基本的な考え方は次のとおりとします。

(1) めざす姿(ビジョン)

便利になったと実感できるデジタル市役所の実現
～誰でも・いつでも・どこからでもつながる～

歯止めのかからない少子高齢化、人口減少、職員減少(生産年齢人口の減少)、歳入減などが見込まれる中、市民サービスを維持し、様々な課題を解決していくには、デジタル技術の活用によるこれらの対応の成否が、将来の明暗を分かっ大きなカギになるとも言われています。

市民ニーズも多様化する中で、市民の皆さまに便利になったと実感してもらうには、オンライン申請[※]の充実を本計画の軸として進め、また、職員の意識改革を行い、DXが組織文化として浸透するよう努めること、この両者を5年間で集中的に推進し、まずはどこからでもつながる市役所を「めざす姿(ビジョン)」として掲げ、これに向かって東金市職員が一丸となって取り組みます。

(2) DX推進に向けた基本的な考え方

本市におけるDXの推進に当たっては、社会の変化、本市における課題、国の自治体DX推進計画等を踏まえた上で、次の2つの視点と3つの基本方針を大切にしながら推進します。

※3 標準化対象20業務 ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

● 2つの視点 ●

視点1 単にデジタル化することが目的となっていないか

単にデジタル化することが目的となっていないか意識するとともに、業務プロセスを見直し、変革することでより良い市民サービスにつながるよう努め、ビジョンの実現を目指します。

視点2 常に利用者目線に立ち自分ごととして考えているか

職員一人ひとりが、常に利用者の目線に立って考え、気持ちに寄り添うことで、DXを組織文化として育成し、便利になったと実感できるようビジョンの実現を目指します。

● 3つの基本方針 ●

基本方針1 デジタル技術を活用した市民サービスの提供

デジタル技術を活用することで、利用者の目線に立った形で、便利で快適なサービスの提供に努めます。

基本方針2 地域社会のデジタル化の推進

デジタル技術を活用した便利で快適な市民サービスを提供することで、これらを楽しむことができる市民がいる一方で、パソコンやスマートフォンに不慣れな高齢者をはじめとする方々、いわゆる「デジタルデバイド」にも対応し、誰もが安心してデジタルの恩恵を受けることができるよう努めます。

また、GIGA スクール環境整備など子どもたちを取り巻く環境や教師を取り巻く環境においてもデジタル技術の効果的な活用を推進します。

基本方針3 市役所内部のデジタル化の推進

今後、本市においても、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方で、住民の生活スタイルや多様化するニーズに対応していくには、業務の効率化を進め、市民のために考える時間を確保し、企画立案や相談業務への人的資源のシフトを促していけるよう、市役所内部のデジタル化の推進とあわせて、業務プロセスの見直し・業務改革（BPR）に取り組みます。



東金市マスコットキャラクター
とっちー

第4章 重点取組事項

基本方針 1 デジタル技術を活用した市民サービスの提供

- 1 行政手続のオンライン化の推進
- 2 公金収納における eL-QR の活用
- 3 窓口でのデジタル化
- 4 情報発信の強化
- 5 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

基本方針 2 地域社会のデジタル化の推進

- 1 教育・保育におけるデジタル化の推進
- 2 多様な主体との連携
- 3 デジタルデバイド対策
- 4 オープンデータの推進・官民データ活用の推進

基本方針 3 市役所内部のデジタル化の推進

- 1 自治体情報システムの標準化
- 2 AI の利用推進
- 3 セキュリティ対策の徹底
- 4 職員の意識改革と BPR の取組の徹底
- 5 ペーパーレス※の推進
- 6 デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し
- 7 多様な働き方の実現
- 8 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく
共通化等の推進

基本方針 1 デジタル技術を活用した市民サービスの提供

時代のニーズ、多様な市民のニーズに合わせ、日常生活に当たり前な身近なものとなっているデジタル技術を活用し、紙書類（アナログ）や現金でのやりとりが中心であった申請等について、原則、オンライン化し、「つながる市役所」を実感できるサービスを整備します。

また、情報発信の強化を図るとともに、必要な時に必要な情報が簡単に手に入るよう取り組みます。

1 行政手続のオンライン化の推進

(1) めざす姿

アナログ市役所からの脱却

- スマートフォンやタブレットで行政手続が簡単にできるオンライン申請※を拡充します。
- 夜間・休日など、24 時間いつでもどこからでも手続を行うことが可能となります。
- オンラインでも確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及とあわせて活用できる場면을促進します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 令和 3 年度に、押印を必要としていた 1,504 件の様式の見直しを行い、1,271 件の様式について押印の義務付けを廃止しました。
- ✓ 全市区町村においてオンラインによる転出届・転入予約が可能となった引っ越しワンストップサービスを開始しました。（令和 5 年 2 月）
- ✓ 国のぴったりサービス※を利用した子育て分野、介護分野等に係る申請を整備しました。（令和 5 年 4 月）
- ✓ オンライン化を推進するにあたり、オンライン化しやすいものそうでないものを仕分けするため、令和 7 年 9 月に全庁で業務の棚卸しを行いました。
- ✓ デマンドタクシーの Web 予約を開始する準備を行いました。（令和 8 年 4 月～）

(3) 事業推進における現状と課題

- 現在は、ぴったりサービスを中心にオンライン申請のメニューを用意していますが、子育てや介護関係、国民健康保険の脱退など限定的となっていることから、全庁的な取組として推進する必要があります。
- 令和 7 年 7 月に DX の必要性や行政手続のオンライン化の取組について庁内説明会を開催し、組織全体で DX に取り組むことを確認するとともに、機運の醸成を図りました。
- 市民が期待するデジタルサービスを活用したサービスとして、「インターネットによる公共

施設予約」が挙げられており、未対応の施設等の対応が急務となっています。

(4) 今後の展望

- 業務の見直し等により、市民が原則、オンラインで簡単に行政手続を完結できるよう使いやすいサービスを創出します。
- オンライン化に当たっては、国のぴったりサービスのほか、「スマート申請※」などのノーコードツール※を活用します。
- オンラインにより申請されたデータをバックヤード※において、各システムに連携が可能になると、事務の効率化が格段に向上します。
- 最終的に目指すところは、法令等により、対面による審査・相談や資料の添付などの必要がある手続などを除き、オンライン化可能な手続については対応できるようにすることです。
- 当分の間は、これまでどおり紙の申請とオンライン申請を併存します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
① オンライン申請可能な手続のオンライン化率	5.8% ※3月末現在	28.6%	50.0%	71.4%	85.7%	100%
② オンライン申請できる手続数*	41 手続 ※3月末現在	200 手続	350 手続	500 手続	600 手続	700 手続
③ オンライン申請の利用件数	1,400 件 ※3月末見込	3,000 件	5,000 件	8,000 件	10,000 件	12,000 件

* 令和7年9月に、全庁で業務の棚卸しを行いました。その結果、本市の行政手続は、暫定値として約1,300手続あり、オンライン対応可能な手続は、約650手続ありました。これにイベント等の申し込みを加え、令和12年度の目標は、約700手続とします。法令規制やオンライン化になじまない困難な手続等は除いてあります。ぴったりサービス、スマート申請以外のサービスを利用した申請は含めていません。

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
手続検索機能の追加	導入	継続	→	→	→
GIS (地理情報システム) の導入	検討	→	→	導入	→
オンライン決済※対応	検討	→	導入	継続	→

2 公金収納における eL-QR の活用

eL-QR（エル・キューアール）とは、地方税の納付書に印字された統一規格の QR コードで、スマートフォンのバーコード決済やクレジットカード決済、インターネットバンキングによりキャッシュレス納付できる仕組みです。

また、eL-QR 対応の金融機関であれば、全国どこの窓口でも納付が可能です。

(1) めざす姿

いつでもどこでも簡単納付

- 個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等（以下、「個人市民税等」という。）以外の公金についてもスマートフォン等でいつでもどこにいても納付ができるよう eL-QR の活用を拡充します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 地方税のキャッシュレス納付については、令和 5 年 4 月から eLTAX[※]による地方税統一 QR コード（eL-QR）への対応が全国的に開始されました。
- ✓ 本市では eL-QR を活用し、個人市民税等をキャッシュレスにより納付できるよう対応しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 個人市民税等以外の公金については eL-QR に対応していないため、納入義務者が公金を納付する際は、本市の納付書を取り扱うことができる金融機関で、現金で支払いを行う必要があります。
- 公金ごとに使用するシステムが異なるため、個別にシステム改修を行う必要があります。

(4) 今後の展望

- 地方公共団体は、全国的に共通の取扱いとして eL-QR を活用した納付を可能とする公金（介護保険料、道路占用料等）については、その実施に向け着実に対応を進めるとともに、それ以外の公金についても eL-QR を活用した納付を可能とすることについて積極的に検討することが求められています。
- 個人市民税等以外の公金について、その性質や運用、利便性を勘案し、eL-QR 活用の拡充を検討していきます。
- eL-QR を活用した納付ができるよう、システム改修等を行います。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
eL-QRに対応した税以外の公金の数	0	0	2	2	5	5

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
財務会計システムの改修	検討	実施	→	→	→
基幹業務システムの改修	検討	実施	→	→	→
eL-QR 活用の拡充に向けた情報収集、課題の整理	実施	→	→	→	→

3 窓口でのデジタル化

(1) めざす姿

もっとスムーズな市民サービスで、市民の時間を大切に

- 窓口手続において、「書かない・待たない」を実現します。
- デジタル技術を活用することで、オンラインでの申請や相談、コンビニ交付サービス※の拡充等により、非来庁型の「行かない窓口※」を推進し、手続方法の選択肢を増やすことで、ニーズに応じたフロントヤード※を実現します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 窓口キャッシュレス決済システムを市民課・課税課・収税課に導入しました。(令和5年11月)
- ✓ 証明書の郵送請求にクレジットカード決済が可能な「郵送請求キャッシュレスサービス」を市民課に導入しました。(令和6年9月)
- ✓ マイナンバーカードを読み取ることにより、申請書を書かなくても住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄本などの一部の証明書を請求できるシステム「らくらく窓口証明書交付サービス※」を市民課に導入しました。(令和7年11月)

(3) 事業推進における現状と課題

- 現行の「らくらく窓口証明書交付サービス」は、コンビニ交付サービスのオプションのため、コンビニ交付サービスの対象証明書である一部の証明書請求にしか対応していません。
- 市民課で転入後に子育て支援課や学校教育課で手続するときなど、複数課で関連した手続を行う際、各課の様式にそれぞれ記入するため、住所や氏名などを何度も記入する必要があります。
- 転入転出等の住民異動や戸籍、マイナンバーカードをはじめ窓口業務は、近年著しく多様化しており、その後の事務処理も複雑化しています。手続のための相談も多く、窓口では各事務の専門知識と深い理解が求められ、職員の負担は年々増加しています。

(4) 今後の展望

- キャッシュレス決済の拡充や、マイナンバーカード等から氏名・生年月日などの情報を読み取り、本人確認や手続を行う仕組み、さらには職員が聞き取りながらシステムへ入力して手続をサポートする「書かない窓口※」の導入について検討をしていきます。
- 来庁者が「書かない」だけでなく、職員側の入力や確認の負担を軽減し、より正確かつ迅速な事務処理が可能となるシステムを導入するため、バックヤードを含めた事務処理スキームの見直しを行い、導入するシステムの選定を行います。

- 経験の浅い職員でも、不安なく届出の受付や相談に対応できるよう、適切な業務ナビや AI によるサポート等が可能なシステムを導入し、職員個人の知見やスキルに頼りきることのない持続可能な窓口体制の構築を図ります。
- オンライン相談窓口システムや、証明請求オンラインシステムの導入、郵送請求キャッシュレスサービスの拡大等、非来庁型手続を拡充するとともに、来庁しての手続ニーズには従来と同様に、説明や補助などを丁寧に行っていきます。
- 転入や転居では、市民課を起点に子育てや学校など関連手続が複数発生します。来庁者が関連手続を各課窓口で複数行うときの、受付方法等を来庁者目線で見直し、適切なシステム導入や連携体制を構築します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
転入手続に係る所要時間の短縮	30～60分	30～60分	20～50分	20～50分	15～30分	15～30分

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
窓口でのキャッシュレス対応	継続	→	拡大	→	→
郵送キャッシュレスサービスの拡大	継続	→	拡大	→	→
相談業務のデジタル化	検討	→	導入	継続	→
書かない窓口 DXSaaS*の導入	検討	→	→	導入	継続

4 情報発信の強化

(1) めざす姿

時代に適応した、市民に伝わる広報

- AI チャットボット※などによりホームページ検索機能を強化します。
- 各種 SNS※で広報紙の掲載内容や市のイベント情報、魅力などを発信します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 東金市公式ホームページのリニューアルを行いました。(令和5年1月)
- ✓ LINE 公式アカウントを開設しました。(利用者の希望に合わせたプッシュ通知、施設検索、道路破損等の通報、ごみ分別・ごみ出しカレンダーなどの機能を利用可能)
- ✓ 公式インスタグラムを開設しました。
- ✓ 広報紙閲覧アプリを導入しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 東金市公式ホームページ上には約 3,000 のページがあり、意図しない分類や、検索ワードの不一致などにより、利用者が目的の情報にたどり着くことが難しいケースがあります。その場合、電話やメールでの問い合わせが必要になり、解決に時間がかかるため、機能の充実により、市民の満足度を上げる必要があります。
- 広報とうがねの配布は新聞折込を主とし、希望者への郵送や施設配架、ホームページでの配信、SNS 配信、スマホアプリなどを用いて、市の情報発信に努めています。新聞購読率の低下、デジタル書籍の需要増など社会背景が変化しており、時代に即した対応が必要です。
- 令和7年12月末時点で、LINE 公式アカウントの友だち登録者数は約 8,400 人、インスタグラムのフォロワーは約 5,000 人となっています。より多くの方に情報が届くよう、登録数の増加に努め、必要な情報や魅力ある情報を、タイムリーに発信していく必要があります。

(4) 今後の展望

- ホームページで、利用者が質問形式で簡単に回答を得られ、時間や場所を気にせず利用できるチャットボット機能の導入を検討します。
- 広報とうがねについて、時代の変化に合わせてながら、より閲覧しやすい発信方法を検討します。
- 各種 SNS の周知に努め、SNS による市の情報、イベント、魅力などの発信を継続していきます。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
LINE 友だち登録者数	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900
Instagram フォロワー数	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
ホームページのリニューアル	検討	更新	継続	→	→
LINE 情報発信についての庁内啓発	継続	→	→	→	→
AI チャットボットの導入・検討	検討	導入	→	→	→

5 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

(1) めざす姿

必要なときに適切に使える、マイナンバーカード関連体制の確立

- 交付や電子証明書の更新の需要に応じた体制整備を実施します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 「交付管理・予約システム」及び「オンライン申請補助システム」を導入しました。(令和3年3月)
- ✓ コンビニエンスストアにおいて「証明書のコンビニ交付サービス」を開始しました。(令和5年1月)
- ✓ 手続需要の増加に対応するため、専用窓口を開設しました。(令和7年7月)
- ✓ 「電子証明書の更新予約システム」を導入しました。(令和7年11月)
- ✓ コンビニ交付サービスと同様の仕組みで証明取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」を市民課窓口を導入しました。(令和7年11月)
- ✓ 健康保険証との紐づけ等を市役所でもできるよう専用端末を設置しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 東金市のマイナンバーカード保有率は、79.0%(令和7年12月末時点)と全国平均の80.8%をやや下回っています。
- コンビニ交付サービス利用率は、23.6%(令和7年4月～12月実績)と、マイナンバーカード保有率に比べて少ない状況となっています。
- コンビニ交付サービスが可能な状況下でも、操作の不安等からコンビニ交付サービスの利用に至らないケースが多くあります。
- マイナンバーカードの交付、電子証明書更新等の関連手続きができるのは市役所だけとなっています。

(4) 今後の展望

- 引き続き、市民課窓口にてマイナンバーカードのオンライン申請の補助を行います。
- コンビニ交付サービスの利用率向上のため、取得可能な証明書の追加等、システムの拡大を検討します。
- 郵便局への業務委託により、マイナンバーカード関連手続きが可能な場所の拡大を検討します。
- 令和10年度の導入が検討されている次世代マイナンバーカードについて、情報収集を行い、切替に係る周知や体制整備を適時に実施します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
マイナンバーカードの保有率	79%	81%	82%	83%	84%	85%
コンビニ交付サービスの利用率	23.6%	30%	33%	35%	36%	37%

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
マイナンバーカードのオンライン申請の補助	継続	→	→	→	→
窓口需要に応じた窓口体制の見直し	継続	→	→	→	→

基本方針 2 地域社会のデジタル化の推進

DX の推進に当たっては、「人に優しいデジタル化」、「誰もがデジタル技術の恩恵を公平に享受できる、包摂的な社会」であることが重要です。この実現のため、デジタルの恩恵を受けられるような支援、デジタルインフラの整備、地域コミュニティでの支え合い促進といった側面からの対応など、市民にとって分かりやすいDX の推進に努めます。

1 教育・保育におけるデジタル化の推進

デジタル技術の活用により、個別最適な学びや業務の効率化・負担軽減を推進し、教育・保育の質を向上させる取り組みです。

(1) めざす姿

こどもたちが健やかに成長し、自分らしく学べる社会の実現

<教育 DX>

- 学校現場での DX 推進により、教職員や保護者の負担を軽減し、児童生徒の充実した学習環境を整えることにより、時代に則した、より質の高い教育環境を実現します。
- ICT*機器及びデジタル教材を活用し、個別最適な授業を行うことで、児童生徒の学習の質を高めていきます。

<保育 DX>

- 連絡帳や出欠管理等のデジタル化を推進し、子育て世帯の負担を軽減します。
- デジタルの活用で事務を効率化し、保育職員が働きやすい環境を作り、保育の質を高めることを目指します。
- これらの取り組みにより、東金で育った α 世代*や次の世代が保育から学びへと繋げ、未来に羽ばたけるよう保育を取り巻く環境を整えます。

(2) これまでの取組状況

<教育 DX>

- ✓ 児童生徒 1 人 1 台端末やネットワーク等 GIGA スクール構想に適応した学校 ICT 環境を整備しました。
- ✓ デジタル教材活用など視覚的に授業を進めるため、電子黒板を一部導入しました。
- ✓ GIGA スクール端末や電子黒板、デジタル教材を活用し、児童生徒一人ひとりの個別最適な授業運営を行いました。

- ✓ 市内各校において同一の環境で業務を進められるよう教職員の校務サーバーを集約し、業務効率化を図るとともに、多様な働き方に対応するためテレワーク環境の整備を行いました。

<保育 DX>

- ✓ 保護者連絡ツールを導入し、主に、緊急時、災害時、イベント連絡等に活用しています。
- ✓ 運動会や各種行事などでのこどもたちの写真を保護者に提供するためのツールとして、事業者と連携したインターネット上で写真販売サービスを導入しました。
- ✓ 保育施設の利用申し込み等について、オンライン申請できるよう環境を整備し、忙しい子育て世帯の負担を緩和できるよう対応しました。

(3) 事業推進における現状と課題

<教育 DX>

- GIGA スクール端末などと連携させ使用する電子黒板が児童生徒数に対し充足していないため、同時利用できる授業数が限られ、効果的な活用ができていません。
- 保護者への連絡ツールは各校毎導入の別システムであり、小中学校両方に児童生徒を持つ保護者は煩雑さや不便さを感じています。また、災害や感染症などによる休校など緊急情報について教育委員会からの一斉配信の仕組みが整備されていない現状です。
- ICT 機器やデジタル教材の活用により、通信量が増大し、ネットワークの通信速度の低下が懸念されています。
- 文部科学省が推奨する「12のやめることリスト」の大半が実現できていない状況です。

<保育 DX>

- 連絡帳、出欠管理、健康状態の共有などは、現状、手書きによる作成や個別連絡により実施しており、保護者との情報共有までに多くの時間と手間がかかります。
- 入所手続等をオンラインでも対応し、保護者の負担を減らすことができるよう環境を整えています。

(4) 今後の展望

<教育 DX>

- デジタルで完結できるように教職員の校務の効率化を図り、児童生徒に向き合う時間の確保・環境の整備を進めます。
- 時代に則した最適な教育 ICT 環境の整備やデジタル教材の活用により、個別最適な学びを提供します。
- 学校と家庭のやりとりを、紙を中心としたやりとりから、スマートフォン等のデジタルツールを活用したやりとりへと可能な限り移行させることにより、保護者の利便性を高めます。
- 文部科学省の作成した「12のやめることリスト」を実現し、教職員・保護者の負担を軽減します。

参考「12のやめることリスト」 ※教育 DX ロードマップ（令和7年6月13日）より抜粋

- ① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
- ② 紙での保護者への調査・アンケート
- ③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
- ④ 紙での教職員への調査・アンケート
- ⑤ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力
- ⑥ 電話や書面による保護者との日程調整
- ⑦ 職員会議等資料の紙での共有
- ⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
- ⑨ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
- ⑩ 教職員が作成した教材等の各自での保存
- ⑪ 学校徴収金の現金徴収
- ⑫ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理

<保育 DX>

- 保育施設利用申し込みにあたっては、忙しい子育て世帯が休日や夜間でもオンラインを通じて申し込みができることの周知・PR を強化し、窓口来庁回数の軽減に努めます。
- 連絡帳、出欠管理、健康状態の共有など保護者連絡ツールのさらなる活用で、保護者との連携強化を図ります。
- 引き続き、こどもたちの記録写真については、事業者と連携しインターネット上で写真販売サービスを継続するほか、保育用品などの調達等についても保護者、保育職員双方の負担が軽減できるよう事務の見直しに取り組みます。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
「12のやめることリスト（デジタルに変えること）」の実現	3	5	5	6	6	7
保育に係るオンライン申請可能な手続数	3	4	4	4	4	4
保育施設等の利用申し込みのオンライン申請数	29	35	37	40	42	45
電子申請サービスを活用した「こども誰でも通園制度」利用申込数	0	50	50	50	50	50

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
全校統一した保護者連絡ツールの導入	導入	活用	→	→	→
学校 ICT の現状に則した最適なネットワーク環境の検討・改修・導入	検討	→	改修	—	—
電子黒板の台数の拡充・活用	拡充	活用	→	→	→

2 多様な主体との連携

(1) めざす姿

地域も官も民も、みんなで支え合うデジタル共生社会の実現

- 世代を超えた助け合いを通じて、デジタル技術の利便性を社会全体で共有する仕組みを構築することが重要です。
- 高齢者が集まる場などにおいて、スマートフォンの使い方等の時間を設けるなど、不慣れな方も安心できるような IT リテラシー※向上のための取組が必要です。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 市内のモバイル通信事業者によるスマートフォン講座を開催しました。
- ✓ 市内の大学によるパソコン教室を開催しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 市内の大学の学生との連携など、さらなる官学連携を探ります。
- デジタル化の進展に伴う、社会の分断、地域の間関係の希薄化等の負の影響についても考慮し、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが重要です。
- デジタル化の推進において地域社会全体での理解促進が必要です。

(4) 今後の展望

- 高齢者が集まる場などにおいて、市と市民が協力しながら地域社会におけるデジタル化の取組を行うことで、すべての市民が地域社会のデジタル化の恩恵を受けられるよう、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」に向け取り組みます。
- デジタルに不慣れな方に対して支援の際は、スマートフォンなどの機器の操作方法とともに、スマートフォンで何ができて、どのような課題を解決できるのかを分かりやすく情報共有していきます。
- 誰もがスマートフォンを使いデジタルの恩恵を受けられるよう国のデジタル活用支援事業などを利用し、モバイル通信事業者等と連携をしながら、市民や地域社会のデジタル化をサポートします。
- 苦手意識を持つ方へデジタル技術の利便性や必要性について、多様な主体と連携し普及啓発を行います。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
多様な主体と連携した高齢者が集まる場などにおける普及啓発の回数	—	0	4	10	10	10

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
多様な主体と連携した高齢者が集まる場などにおける普及啓発	検討	実施	→	→	→
地域社会（自治会活動／区長回覧など）のデジタル化	—	検討	→	→	→

3 デジタルデバインド対策

デジタルデバインドとは、インターネットやパソコンなどのデジタル機器を使える人と使えない人との間に生じる「格差」のことです。

国が策定する「自治体 DX 推進計画」においても、「自治体 DX の取組とあわせて取り組む事項」として挙げられており、また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、目指す社会の姿として、包摂的なデジタル社会に向けた環境整備として、結果として「デジタル化」が「当たり前」であると受け止められることを目指していくとしています。そこに格差が生じると「デジタル化」が「当たり前」のものにならず、「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」は実現しないとされています。

(1) めざす姿

誰もがつながる市役所へ

- 年齢等に関わらず、誰もが必要な情報にアクセスでき、デジタル技術を活用することで必要な情報やサービスを受けられるようにします。
- デジタル機器に慣れている方、これからデジタル機器を使おうとしている方、もっと使えるようになりたいとお考えの方など、それぞれのニーズをくみ取り、誰もが必要な情報やサービスにつながるよう配慮します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 市内のモバイル通信事業者によるスマートフォン講座を開催しました。
- ✓ 市内の大学によるパソコン教室を開催しました。
- ✓ 図書館において利用者がインターネットにアクセス可能な環境を整えました。
- ✓ 市内の小中学校におけるパソコンや電子黒板を使用した授業を行っています。

(3) 事業推進における現状と課題

- モバイル通信事業者や大学と協力し、スマートフォン講座やパソコン教室を開催しています。学生、社会人、高齢者など、それぞれのニーズに応じた講座となるよう事業者と情報共有するなどさらに連携することが必要です。
- 図書館にパソコン、Wi-Fi[※]機器を導入し、利用者がインターネットの利用可能な環境を整備しています。
- 災害時に避難所となる主要な公共施設に Wi-Fi 機器を導入し、利用可能な環境を整備しています。
- 行政だけでできることは限られているため、市民、民間事業者や教育機関と協働し、地域での IT リテラシー向上のため支援する人材を発掘し、育成を進めることも重要な課題です。

- ITリテラシー向上のためのサポート体制に必要な人材を確保し育成することが必要です。

(4) 今後の展望

- 引き続き、多様な主体との連携を行いながら、スマートフォン講座やパソコン教室を開催していくほか、これからデジタル機器を使おうとしている方、もっと使えるようになりたいとお考えの方など、それぞれのニーズをくみ取った形で、講座を開催するなど効果が高いと考えられる方法を検討します。
- 誰もがデジタルの恩恵を受けることができるよう国のデジタル活用支援事業などを利用し、多様な主体と連携しながら、市民や地域社会のデジタル化をサポートします。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
スマートフォン講座の開催数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
パソコン教室の開催数 及び定員充足率	8回 53.7%	8回 65.0%	8回 70.0%	8回 75.0%	8回 80.0%	8回 85.5%

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
スマートフォン講座の実施	継続	→	→	→	→
多様な主体との連携	継続	→	→	→	→

4 オープンデータの推進・官民データ活用の推進

オープンデータとは、誰でも自由に利用・再利用・共有できる形で公開されたデータのことです。公共機関や自治体が提供する情報を中心に、ライセンスや著作権の制限がなく、利用者がデータを活用して課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。また、デジタル庁は政府として公開を推奨するデータとそのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめた「自治体標準オープンデータセット」を公開しました。

(1) めざす姿

オープンデータがつなぐ、地域社会をもっと元気に

- 自治体標準オープンデータセットに対応したデータを公開します。
- 東金市独自のデータ公開を検討します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 千葉県では千葉県オープンデータサイトを公開し、県域でのデータ公開に取り組んでいます。東金市のデータを千葉県オープンデータサイトにおいて公開しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 現在公開している公共データは機械判読可能なデータ形式となっていないことが多いです。
- 自治体標準オープンデータセットに対応したデータを公開していません。
- 地図情報がデジタル化されていないため、ホームページでの地図情報公開件数が少ない状況です。

(4) 今後の展望

- 自治体標準オープンデータセットの公開など、国において自治体のオープンデータに係る環境の整備を実施していることから、最新の動向も踏まえつつ、データの公開に取り組めます。
- 公開に向いているデータを調査・研究し、自治体標準オープンデータセット以外のデータについてもデータの公開に取り組めます。
- GIS※（地理情報システム）を活用して様々な情報を公開することで、市民や事業者は来庁せずに必要な情報を取得できる環境を整備し、利便性の向上や行政サービスの効率化を図ります。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
ホームページでのオープンデータの公開数	0	5	10	20	30	50

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
データの公開に向けた促進啓発	実施	→	→	→	→
公開に向いているデータの調査研究	実施	→	→	→	→
千葉県オープンデータサイトの活用	実施	拡充	→	→	→

基本方針 3 市役所内部のデジタル化の推進

1 自治体情報システムの標準化

(1) めざす姿

自治体の業務が変わる、情報システムの標準化で

- 標準仕様にあわせて業務を行えるように業務の見直しを実施します。
- 標準準拠システムにおける帳票等の変更に対応します。
- 標準準拠システムを活かした DX 施策を推進します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 基幹業務システムはそれぞれの自治体が独自に構築してきましたが、国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定し、地方公共団体に対して標準化対象となる 20 業務^{※3}を国が定める標準仕様書に適合する標準準拠システムへの移行を義務付けるものです。
- ✓ 標準化対象となる 20 業務について、国の定める標準仕様等に対応するよう準備を進めています。

(3) 事業推進における現状と課題

- 各業務担当は、既存システムと標準準拠システムの比較を行い、差異がある部分については対応方法を検討する必要があります。
- 行政事務標準文字の導入により、各種証明書等に記載される氏名の字形が今までと異なる場合があります、市民への周知が必要です。

(4) 今後の展望

- 各業務担当は、既存システムと標準準拠システムの比較を行った結果差異がある部分について、業務の内容を見直します。また、国が標準仕様の改定を行った場合には随時対応していきます。
- 標準準拠システムに対応した端末に更新します。
- 基幹業務システムの標準化とあわせて、フロントヤード（窓口、オンライン申請）の手續とバックヤードの基幹業務システムとのデータ連携を徹底することで人手を介さない業務フローとなり業務の効率化を図ります。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
標準化対象の20業務 について標準準拠シス テムへ移行	4	20	—	—	—	—

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
データ移行	実施	—	—	—	—
標準準拠システムを活かしたDX 施策の検討	検討	→	→	→	→

※3 標準化対象20業務 ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

2 AIの利用推進

AIのイノベーション^{*}を促進しつつ、リスクに対応するため、令和7年6月4日に人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）が公布・一部施行され、同年9月1日にはAI戦略本部の設置に係る規定等も含めて全面施行されました。

国はAI活用サービスの導入手順や先行団体におけるAI導入事例等を記載した、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を策定しました。

(1) めざす姿

AIで効率、その先にあるのは市民の満足

- 導入済みAIの利用を推進し、業務を効率化して産み出した時間を活用し、市民サービスの向上を図ります。
- AIの効果的な利用方法を調査・研究し、職員へ共有することで業務をより効率的に進められるよう取り組みます。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 令和5年12月からAI文字起こしシステムを導入しました。
- ✓ 令和6年4月から生成AIの利用を開始しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- AIの利用者数は横ばいで推移しています。業務に頻繁に活用している職員がいる一方で、利用していない職員も多い状況です。
- 例規、議事録などの情報をAIに読み込ませることで、東金市独自のAIとして活用することができます。

(4) 今後の展望

- 効果的な活用法やプロンプト^{*}例等を職員に共有し、生成AIの利用推進を図ります。
- 読み込ませる独自データの種類を増やし、東金市独自のAIとして活用する業務の幅を拡大します。
- AIによる相談業務支援システムなど新たなAIの活用について調査・研究します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
生成 AI 利用者数	54	60	70	80	90	100
文字起こしシステムの 利用回数	40	50	60	60	70	70
独自 AI の数	0	2	3	5	8	10

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
生成 AI の利用に関する研修会の実施	実施	→	→	→	→
新たな AI の活用について調査・研究	実施	→	→	→	→

3 セキュリティ対策の徹底

(1) めざす姿

情報保護の一步が、市民の未来を守る

- 常に最新の動向を把握し、それに基づきセキュリティ対策や運用方針を見直します。
- 情報セキュリティに関する教育や啓発活動を継続的に実施し、職員の知識と意識の向上を図ります。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 令和6年に改正された地方自治法に基づき、自治体においてサイバーセキュリティ基本方針の策定が義務付けられました。
- ✓ インターネットを経由する通信においては、千葉県自治体情報セキュリティクラウド[※]を利用し、セキュリティを強化しました。
- ✓ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されたことにあわせて、東金市情報セキュリティポリシーを改定しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、総務省により「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が策定されました。
- 国が標準要件を定め、県と市町村がセキュリティ機能を集約し高度なセキュリティ対策を実施する千葉県自治体情報セキュリティクラウドが整備されました。

(4) 今後の展望

- 現行の三層分離に応じたネットワーク環境[※]について、セキュリティを確保しつつ業務効率化を図れる環境構築を国の動向を注視しながら調査研究します。
- 国のガイドラインの改定に応じて、東金市情報セキュリティポリシーの改定を行います。
- 第二期千葉県自治体情報セキュリティクラウドの運用が令和9年9月に終了するため、次期千葉県自治体情報セキュリティクラウドへの移行を円滑に行います。
- 職員に対する情報セキュリティ研修を実施し、ITリテラシーの向上を図ります。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
情報セキュリティ研修 受講者数	135	150	160	170	180	190

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
東金市情報セキュリティポリシー の見直し	実施	→	→	→	→
情報セキュリティ研修の実施	実施	→	→	→	→
次期千葉県自治体情報セキュリテ ィクラウド移行への対応	-	移行	→	→	→

4 職員の意識改革と BPR の取組の徹底

BPR とは業務プロセスや業務フローを全面的に見直し、再設計することです。

(1) めざす姿

従来の業務プロセスを見直し、より効率的かつ効果的な業務フローに改善

- DX を進めるにあたり、業務プロセスを見直すことで、職員が「やるべき仕事」を明確にし、「減らすべき仕事」「簡略化できる仕事」を洗い出します。
- システムの導入やさらなる行政手続のオンライン化等、業務の簡略化を図る手法を検討し、DX の効果が最大となる業務フロー・環境を構築します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築する BPR の必要性を位置づけています。
- ✓ DX を進めていく上で、なぜ今 DX が必要なのかなど、機運の醸成を目的に、庁内説明会を行いました。
- ✓ IT の基礎的技術を習得することは、DX を推進していく上で大切な要件であるため、e ラーニング※を利用した IT リテラシーに関する研修を行いました。
- ✓ 全庁に対し、申請手続や申込等に係る業務の棚卸し調査を行いました。

(3) 事業推進における現状と課題

- DX を進めるに当たっては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆる BPR の取組を行うことが重要です。重点計画においても、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある。」とされています。
- 業務改革（BPR）を進めるに当たっては、既存の業務プロセスを分析し、無駄を省き、業務の流れをスムーズにするための新たな制度・体制・手法を提案することが重要です。
- 職員のなり手、担い手が不足していく中で、行政手続のオンライン化や基幹業務システムの標準化にあわせて、内部事務を徹底的に見直し、紙中心の事務処理からの脱却を図り、市民サービスのさらなる向上のためにつなげていくことが必要です。
- 各担当課では業務の見直しや効率化・適正化を検討する時間の確保が難しい状況です。そのため、職員の労働環境を整え、業務改善に向き合う時間を確保する必要があります。
- マニュアルが作成されていなかったり、属人化されていたりする業務があることから、マニュアル整備や業務フローを可視化・改善する必要があります。

(4) 今後の展望

- DXの推進に当たっては、職員の行動変容から改革する中で、既成概念や前例にとらわれずに業務改革を行い、現状に満足せず、常に新しい方法を模索し挑戦する姿勢など、前例踏襲になっていないか、単にデジタル化することが目的になっていないか、自分ごととして考えているかに着目しながら業務の見直しを図ろうという組織風土を醸成します。
- 行政手続のオンライン化を進める中で、業務プロセスの見直しや簡素化について利用者目線に立って業務改革（BPR）を推進します。
- 職員が業務改善に向き合う時間を確保できるよう、窓口受付時間を短縮します。
- これまで対面や電話が中心で行っていたやりとりをビジネスチャットツール※に置き換えるなど、効率的な職員同士のコミュニケーションを推進します。

(5) 成果指標（KPI）

KPI	現状	目標				
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
プロセスの見直しを行った手続数	—	20	35	50	60	70

(6) 主な取組

事業	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
行政手続のオンライン化の推進	拡大	→	→	→	→
窓口業務のデジタル化	検討	→	→	→	→
効果的・効率的な行政組織の構築	継続	→	→	→	→

5 ペーパーレスの推進

(1) めざす姿

ペーパーレスで業務効率化と情報セキュリティの強化、環境負荷の軽減へ

- 文書の電子化による業務効率化を図るため、起案から廃棄までの文書管理のサイクル全体を効率的に管理する電子決裁※・文書管理システムの導入について検討を進めます。
- 本庁舎以外に勤務する職員も物理的に移動することなく決裁が完了し、負担が大幅に軽減されます。
- 決裁中や審査中のやりとりの間に起こる書類の紛失などのリスクが軽減されます。
- 紙の使用量を減らすことで、コピー用紙購入、印刷製本、郵送、文書保管及び廃棄にかかる経費などを削減するとともに、森林伐採やゴミの削減につなげます。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 市議会を中心に市議会議員にタブレット端末を配付し、ペーパーレス化を進めました。
- ✓ 出退勤や休暇の申請等について、電子申請を導入しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- 文書管理システムが未導入のため、情報共有の遅延、検索性の低下、情報漏洩リスクの増、業務非効率などの課題があります。具体的には、紙媒体での決裁をはじめ、メールや庁内掲示板で届いたデータを印刷して供覧するなどの運用を行っており、また、これらの文書を保存するスペースも限りがあります。
- 本庁舎以外に所属する職員の起案は、押印決裁が完了し、起案者の手元に戻るまで数日を要しています。また、物理的に本庁舎まで移動する必要があり、決裁のたびに移動の時間を要するなど、職員の負担が大きい状況です。
- 過年度の保存文書を参照するためには、文書の保管を委託している民間事業者の保管庫まで公用車で長距離を移動して取りに行き、確認後には返却する必要があります。また、文書保管料も年々増加しており抜本的な文書管理の見直しが必要となっています。
- 本市においては、職員に一人1台ノートパソコンを貸与し、業務を行っていますが、庁内LANの無線化が未導入のため、会議での利用等その利点を活かし切れていない状況です。
- 議会では、市議会議員にタブレット端末を配付し活用している一方で、当局側に未配付のため、最大限活かすことができていない状況です。
- 庁舎が古く、建物の構造上の課題やセキュリティ対策など、考慮しなければならない点も多くあります。

(4) 今後の展望

- 無線 LAN により全庁に安定した Wi-Fi 環境を構築するには、建物の構造を考慮したアクセスポイントの適切な配置設計が必要となります。
- まずは、庁内の一部分に無線 LAN を構築し、ペーパーレスで会議ができるよう、環境を段階的に整備します。
- 会議にパソコンを持っていくことで、会議用の紙資料の印刷をやめるなど、少しずつペーパーレス会議を実施します。
- ペーパーレスによる文書の検索・共有など業務効率化とコスト削減、セキュリティ強化、さらには多様な働き方の実現に向けて、電子決裁機能がついた文書管理システムの導入を検討します。
- 電子決裁の導入に伴う物理的な移動に係る時間の削減等により、処理時間の短縮が見込まれます。また、文書の保存から廃棄まで、一元管理できるようになります。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
コピー用紙の購入枚数	512 万枚	497 万枚	486 万枚	471 万枚	466 万枚	461 万枚

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
本庁舎における無線 LAN 化の推進	導入	→	拡大	→	→
電子決裁機能付き文書管理システムの導入	検討	→	→	→	→
電子契約の導入	検討	→	→	→	→

6 デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

(1) めざす姿

アナログ規制を見直し、デジタル技術の活用による市民サービスの向上と業務効率化

- 条例や規則等で義務付けられている「目視規制」「実地監査規制」「定期監査・点検規制」「常駐・専任規制」「対面講習規制」「書面掲示規制」「往訪問覧・縦覧規制」の7つの規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を洗い出し、デジタル技術により代替可能な規制について見直します。
- これまで人が行っていた点検や測定、事務手続などをデジタル技術で自動化・効率化することで、業務負担を軽減します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 国においてデジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるべく、アナログ規制の点検、見直しの取組を進めてきました。

(3) 事業推進における現状と課題

- アナログ規制は、デジタル技術が登場する以前に確立され、これまで見直しが行われてこなかったもので、社会全体のデジタル化や合理化を阻害する要因となっています。
- 国においては、法令等に係るアナログ規制の見直しが進められ、既にほぼすべての規制の見直しを完了しています。
- 人口減少が進み、限られた人的資源の中でも行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していることが求められることから、地方こそデジタル技術を活用することが重要であり、その前提としてアナログ規制の見直しに取り組む必要があります。

(4) 今後の展望

- 「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」や国、先行団体における取組を参考に、条例や規則等の点検・見直しを行います。
- アナログ規制の見直しを推進するに当たり、デジタル技術に関する知識やスキルの習得が必要であることから、職員に対する e ラーニング^{*}を利用した IT リテラシーに関する研修を引き続き実施します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
条例や規則等のアナログ規制の見直し完了率	—	—	60%	80%	85%	90%

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
アナログ規制の点検・見直しの実施	検討	実施	→	→	→

7 多様な働き方の実現

(1) めざす姿

デジタルの活用でどこでも働けるより魅力的な職場にチェンジ

- Web 会議※が急速に普及する中で、さらなる Web 会議の推進に向けては、職員が自席からでも会議に参加できるようになると便利です。
- Web 会議やテレワーク※が普通となる中で、ビジネスチャットツール※の活用とあわせて進めていくことで、働き方やコミュニケーション変革につながります。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 国は「市町村におけるテレワーク導入事例集」や「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成し、自治体のテレワーク導入を推進しています。
- ✓ 令和3年1月に LGWAN※を利用したテレワーク（職場に出勤せず、自宅や別の場所で業務を行う働き方のこと）を導入し、自宅から仕事ができるようになりました。
- ✓ 令和3年3月に Web 会議システムを導入しました。
- ✓ 令和6年10月にビジネスチャットツールの利用を開始しました。

(3) 事業推進における現状と課題

- Web 会議を庁内どこからでも利用できるようなネットワーク環境になっていません。
- 文書管理システムが未導入のため、現在、紙での決裁となっており、在宅勤務や出張先などでの多様な働き方がしづらい状況です。電子決裁を導入することで、多様な働き方を実現でき、また、情報共有の迅速化、ペーパーレスによるコスト削減などにもつながります。
- 若手職員を中心に自身のキャリアアップや、理想とする職場へ転職をすることが普通となっており、人材の流動化が進んでいます。

(4) 今後の展望

- 今、求められているのは柔軟な発想と独自のアイデアで、前例踏襲ではなく旧来の型にはまらないことを善しとする組織文化です。これは、多様な働き方の実現でワークスタイルを変革し、業務の効率化を図ることで、事務事業にかかる時間を削減し、アイデアを練る時間や職員同士、他の組織や団体とのコミュニケーションの時間を増やすことで生まれます。
- 職員にとって Well-being※な働き方ができるよう取り組みます。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
Web 会議の主催数	—	10	10	10	20	20

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
本庁舎における無線 LAN 化の推進	導入	→	→	→	→
職員パソコン更新に向けての検討	検討	→	更新	→	→
電子決裁機能付き文書管理システムの導入	検討	→	→	→	→

8 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みとすることが重要です。

国は「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき共通化候補のシステム選定を進めています。

(1) めざす姿

システム導入負担を軽減し、産出された時間をよりよい市民サービスの提供へ

- 国や県が整備する共通システムを利用し、システム導入・運用に係る負担を軽減します。
- 共通性の高いアプリケーションについては、広域で利用していくことを検討します。

(2) これまでの取組状況

- ✓ 地方公共団体が共同して事務処理する形式で総合行政ネットワーク（LGWAN[※]）が整備され、マイナンバー制度の導入に当たっては国と地方が共通して利用する基盤が整備されました。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として国が整備した VRS[※]を地方公共団体が利用するなど、共通化の取組が見られ始めています。東金市においても、これらの国が整備したシステムを活用しています。

(3) 事業推進における現状と課題

- 自治体がシステムを導入する際には、仕様書作成から調達・運用まですべてを行わなければならない、業務負担が多大となっています。
- 自治体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域又は全国的な規模で共同して利用していくことが重要です。
- 自治体が個別にシステムを導入すると、データ連携が困難となり、ベンダーロックイン[※]が生じやすくなります。

(4) 今後の展望

- 国が選定する共通システムの動向を注視し、利用を検討します。
- システムの導入に当たっては無駄な手間や時間が発生しないよう BPR を徹底します。

(5) 成果指標 (KPI)

KPI	現状	目標				
	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
共通化決定システムの導入検討	-	2	2	3	3	3

(6) 主な取組

事業	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
国や県が提案する共通化システムの利用	検討	→	→	→	→

第5章 DX人材の育成

職員一人ひとりが自分ごととして市役所を変革！

本市では、情報化施策の推進及び業務に係る知識の習得を図るため、これまで情報セキュリティ対策を中心とした研修と、情報管理部門を中心に、システム運用やネットワークの維持管理のための高度なスキルを習得するための人材育成を行ってきました。

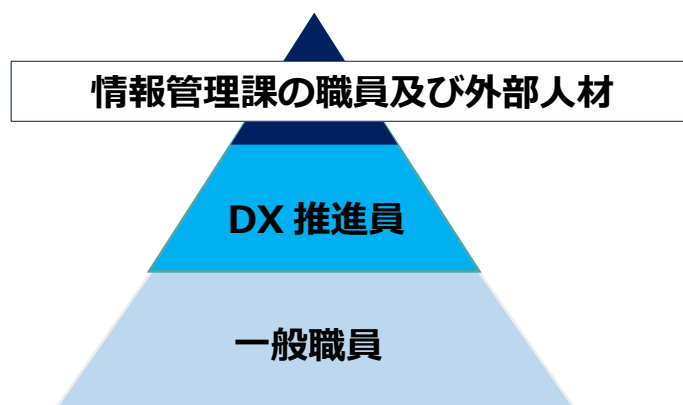
デジタルは急速に広まり、市民生活に当たり前な身近なものとなっていること、また、昨今の社会情勢を踏まえ、市民の多様なニーズにこたえていくには、これまで取り組んできた情報管理部門だけではなく、すべての職員のデジタル、ITリテラシーの底上げを図ることで、本市が抱える様々な課題解決において、デジタル技術を活用し業務改革を推進していくことが重要です。

(1) 東金市 DX 推進員の配置

各課に1～2名程度のDX推進員を配置し、本市のDX推進主管課である情報管理課と連携しDXを推進します。

主な業務内容

- ・所属におけるデジタル化の推進及び啓発
- ・所属における現場レベルの要望を集約し実現の方策についての協議
- ・所属におけるAIやビジネスチャットツールを活用した業務改善及び業務改革



(2) 県による市町村のDX人材育成支援

千葉県のDX支援のためのオンライン研修事業を活用し、DX推進担当の職員を対象に、デジタル分野における知識を身につけ、中核となって実務を進められる職員の育成を行います。

(千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル推進課デジタル化支援室)

第6章 東金市DX推進計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

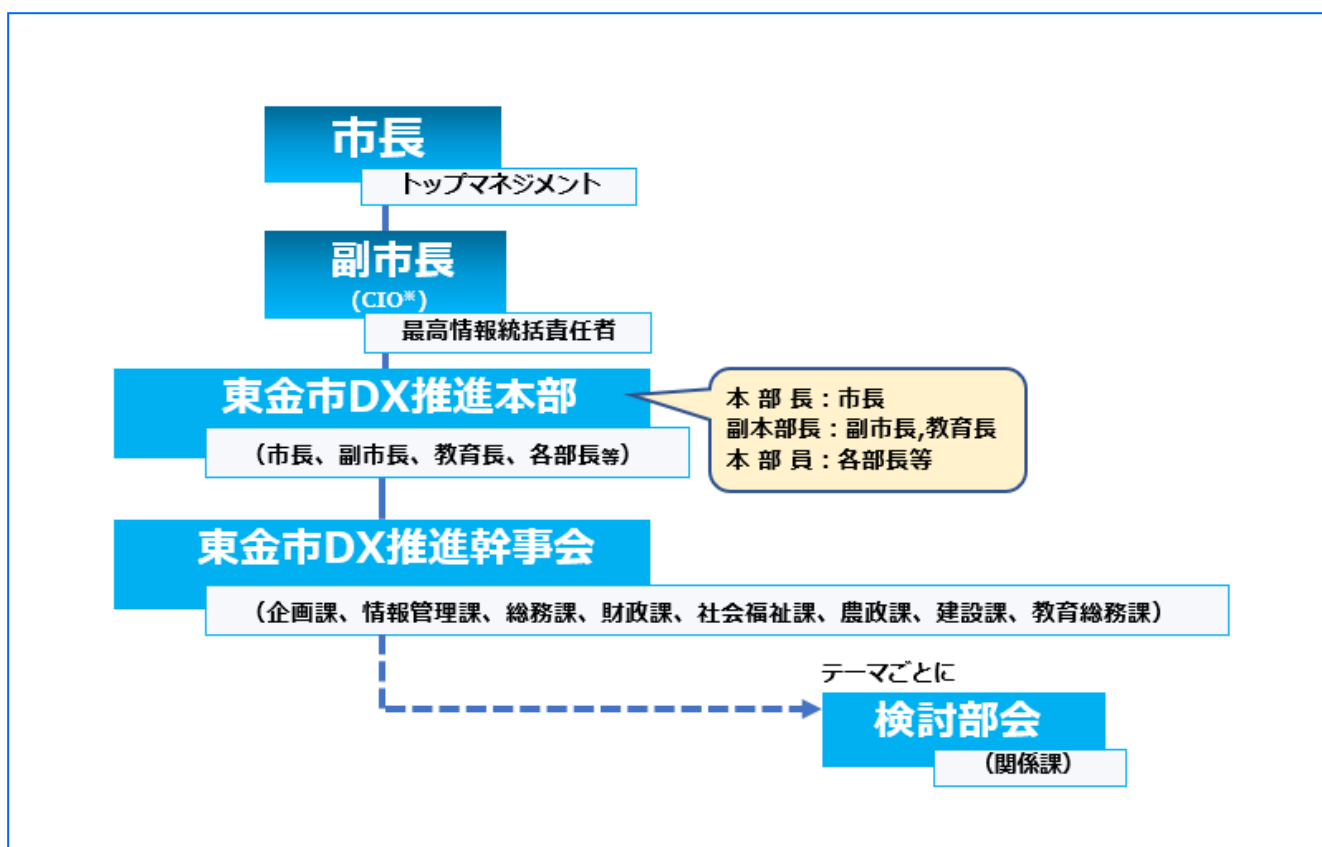
本市では、急速な社会情勢の変化に対応するとともに ICT の進歩や、DX における最新の動向を的確に捉え、デジタル技術を活用するに当たって、円滑な推進に必要な事項の協議及び調整を行うため、東金市DX推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、全庁における情報化施策について、計画的・戦略的に、かつ効率的に推進します。

(1) 東金市DX推進本部

本市がデジタル技術やAI等を利用するにあたり、推進本部において、DXに関する施策の基本方針及び重要施策を協議するとともに、部署間の総合調整を行うことによりDX推進に係る取組を計画的・戦略的かつ効率的に推進します。

(2) 東金市DX推進幹事会

推進本部に指示された事項及び推進本部に付議すべき事項について調査、研究及び検討を行うため、推進本部の下部組織として東金市DX推進幹事会を設置し、本市のデジタル化を推進します。



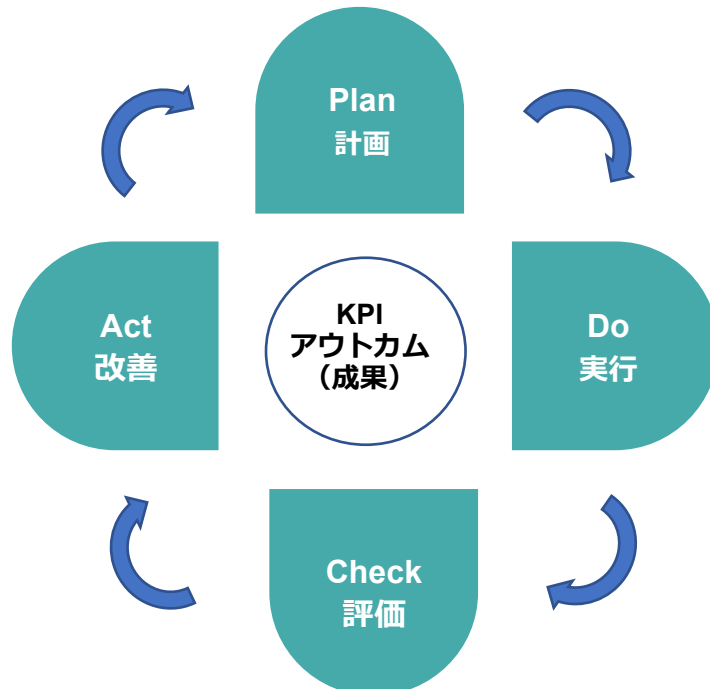
2 PDCA による進捗管理

本市の DX 推進計画は、PDCA サイクルに成果指標（KPI）を用いて進捗管理を行います。

PDCA サイクルとは

- Plan … 業務の計画を立てる
各年度末における成果指標（KPI）を設定し、何を達成すべきかを明確にします。
- Do … 計画に基づいて業務を実行する
- Check … 実行した業務を評価する
設定した成果指標（KPI）、主な取組等について評価を行います。
- Act … 改善・事業の見直しを行う
反省点を活かし、より効率的・効果的な方法を次の「Plan」に反映させます。

これを繰り返します。



用語解説

用語	解説
AI	人工知能。コンピュータが人間のように学習や推論を行い、問題解決をする技術。
AI チャットボット	AI を活用した対話型プログラム。自動で質問に答えたり、課題解決をサポートしたりするツール。
BPR	既存の業務内容や業務フローを全面的に見直し、効率化や最適化を図るために再設計すること。
CIO	Chief Information Officer。情報技術の管理責任者であり、DX 推進や IT 戦略の指揮をとる役職。
DX（ディーエックス）	デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用して事業や業務を変革し、新たな価値を生み出す取り組み。 自治体 DX とは、デジタル技術を活用して行政サービスを改善し、市民サービスの向上と自治体の業務効率化を図る取り組み。
e ラーニング	インターネットやデジタル技術を活用して行う学習サービス。時間や場所を問わず、学びを提供する仕組み。
eLTAx（エルタックス）	地方税共通納税システム。電子的な手続を通じて地方税を納付・申告する仕組み。
GIS	地理情報システム。地図上にデータを可視化し、位置情報を活用した分析や管理を行う技術。
ICT	情報通信技術。情報技術と通信技術を組み合わせた概念であり、通信ネットワークやデジタル情報の利用を促進する。
IT リテラシー	デジタル技術を活用する能力。情報の読み取り、評価、利用のスキルを含む。
LGWAN（エルジーワン）	全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している閉域ネットワーク。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させ、継続的に業務を改善する手法。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス。情報共有やコミュニケーションに利用されるデジタルコミュニティ。
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指す。第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として初めて提唱された。

用語	解説
VRS（ブイアールエス）	国（内閣官房 IT 総合戦略室）が作成した新型コロナワクチンの接種情報を記録・分析するためのシステム。
Well-being	身体、精神、そして社会的に満たされた「持続的に良好な状態」を指す概念で、単なる健康や一時的な幸福だけでなく、生きがいや充実感を含む包括的な概念。
Wi-Fi	無線 LAN 技術。インターネット接続を無線で提供する仕組み。
Web 会議	インターネットを利用したオンライン会議システム。遠隔地等の現場に出向かなくても会議を行うことができる。
α 世代	Z 世代に続く、2010～24 年頃に誕生した世代。2010 年前後から 2020 年代中盤頃に生まれた世代を指し、生まれたときからスマートフォンやタブレット、インターネットが当たり前の環境で育った世代。
行かない窓口	市民や事業者がスマートフォンやパソコンを利用し、市役所の窓口には足を運ぶことなく、住民票の写しの交付や各種申請・届出を 24 時間オンラインで完結できる行政サービス。
イノベーション	新しいアイデアや技術を既存のものと組み合わせることで、これまでになかった新たな価値を創造し、社会や市場に変革をもたらすこと。
オープンデータ	営利・非営利を問わず二次利用が可能なルールが適用され、機械判読に適した形式で無償公開されているデータ。
オンライン決済	インターネットを通じて取引の支払いを行う仕組み。クレジットカードや電子マネーが利用される。
オンライン申請	インターネット上で申請手続きを行える仕組み。紙の書類を不要とし、効率化を図る。
書かない窓口	自治体で住民が申請書に手書きで記入する手間を省き、職員がマイナンバーカード等から情報を読み取ったり、ヒアリングで聞き取った内容をシステムに入力することで手続きを完了させるサービス。
書かない窓口 DXSaaS （ディーエックスサーズ）	書かない窓口を実現するためのクラウド型サービス。窓口業務のデジタル化を支援するソリューション。
ガバメントクラウド	国と自治体が利用できるクラウドサービスの利用環境。迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供することを目指す。
基幹業務システム	住民記録、税務、福祉、戸籍など、行政運営の根幹をなす業務（住民票管理、税金徴収、福祉サービス提供など）を統合的に管理・処理する情報システムのこと。
キャッシュレス	現金を使用せず、電子マネーやクレジットカードなどで支払いを行う仕組み。
クラウド	インターネットを通じてデータやサービスを提供する技術。物理的なサーバーを使用せず、利用者が必要な分だけ利用できる。

用語	解説
公衆無線 LAN	自由に利用できる Wi-Fi ネットワーク。公共空間や施設で提供されているインターネット接続サービス。
コンビニ交付サービス	マイナンバーカード（またはスマホ用電子証明書）を使って、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄本などの行政証明書を、コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機（キオスク端末）で取得できるサービス。
サイバーセキュリティ	コンピュータやネット上の情報を守るための技術や対策。ネットワークの脅威からデータやシステムを保護する。
三層分離に応じたネットワーク環境	三層分離（三層の対策）は、自治体ネットワークを「マイナンバー利用事務系」「LGWAN 接続系」「インターネット接続系」の 3 つに物理・論理分離し、セキュリティを最大化する構造。
自治体情報セキュリティクラウド	情報漏洩防止やセキュリティの強化を目的とした自治体向けに提供されるセキュアなクラウドサービス。
情報システムの標準化	システムの仕様や運用基準を統一し、効率化や互換性を向上させる取り組み。
情報セキュリティ	情報資産を守るための技術や管理方法。データの機密性・完全性・可用性を維持することを目的とする。
スマート申請	グラファージャが提供する市民や事業者がスマートフォンやパソコンから行政手続を行える、オンライン申請サービス。
タブレット	タッチスクリーン技術を採用した軽量のコンピューティングデバイス。
デジタル 3 原則	デジタル庁や政府が主導する行政手続のデジタル化における基本方針。具体的には、「デジタルファースト（手続のデジタル完結）」「ワンスオンリー（再提出の不要化）」「コネクテッド・ワンストップ（手続のワンストップ化）」の 3 つを指す。
デジタルデバイド	デジタル技術やインターネット利用における格差。年齢や地域、所得の違いによる技術活用の格差を指す。
テレワーク	オフィスに出勤せず、自宅や別の場所で業務を行う働き方。
電子決裁	紙文書とハンコに代わってシステムを利用して意思決定を行うこと。承認プロセスを電子的に行う仕組み。
ノーコードツール	プログラミングの知識がなくてもアプリやシステム開発が可能なソフトウェアツール。
バックヤード	市民からは見えない自治体内での内部業務のこと。
ビジネスチャットツール	仕事上で使用するための文字を中心としたコミュニケーションツールのこと。
ぴったりサービス	個人向け情報提供・申請サービスの総称。必要なサービスを一度に検索・利用できる仕組み。

用語	解説
プッシュ型通知	アプリや Web サイトがサーバーからユーザーのスマートフォンやパソコンに直接「お知らせ」を送り届ける仕組み。
フロントヤード	窓口や電話、オンライン申請など、住民と行政（自治体）が直接接する場や接点のこと。
プロンプト	AI とのやりとりで使用される指示や問いかけの文章。AI の動作を誘導するための入力。
ベース・レジストリ	住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースのことであり、整備を行うことで市民の利便性向上や行政運営の効率化等に資するもの。
ペーパーレス	紙を使わずに電子データで業務や情報を管理する取り組み。
ベンダーロックイン	特定のシステムやサービスのベンダーに依存せざるを得ない状態になり、他のベンダーに乗り換えることが困難になっている状態。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめとする行政手続や行政機関からのお知らせを確認することができる。
マイナンバーカード	本人の申請により交付され、マイナンバー（個人番号）等が記載された顔写真付のカードのこと。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる IC カード。
らくらく窓口証明書交付サービス	マイナンバーカードを使って市区町村の窓口で住民票の写しや印鑑登録証明書などを、申請書記入や本人確認書類なしで、コンビニ交付（マルチコピー機）と同じタッチパネル操作で取得できるサービス。

東金市 DX 推進計画

令和8年(2026年)3月策定

発行：東金市

編集：企画政策部 情報管理課

〒283-8511 東金市東岩崎1番地1

TEL：0475-50-1210

FAX：0475-50-1283

E-mail：jokan@city.togane.lg.jp



豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City 東金